

# 官報

号外 昭和二十三年六月五日

## ○第二回参議院會議錄第四十三号

昭和二十三年六月四日(金曜日)午前十一時三十分開議

議事日程 第四十一号

昭和二十三年六月四日

午前十時開議

第一 輸送力増強に関する決議案

(板谷順助君外三名発議)(委員 会審查略要求事件)

第二 電波物理研究所を假設試験所に統合する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第三 高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案(内閣提出案)

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 議長の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去月三十一日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨同答した。

(鉄道局局長) 田中健之助君  
(鉄道局長) 石井 昭正君  
(鉄道局長) 川原 道正君  
(鉄道局長) 同

官報号外 昭和二十三年六月五日

参議院會議錄第四十三号 議長の報告

(海運監理局局長) 島居辰次郎君  
(同監理部長) 同 柴田 吟三君  
(同監理部長) 同 柴田 吟三君  
同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に留任することを承認した旨同答した。

(証券取引委員会事務局長) 阪田 純雄君  
(証券取引委員会事務局長) 同 岡村 峻君  
(証券取引委員会事務局長) 同 岡村 峻君

去月二十九日司法委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に對し、議長は、同三十一日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 刑事訴訟法を改正する法律案

一、公聴会の問題 刑事訴訟法を改正する法律案

一、公聴会の月日 昭和二十三年六月十一日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十三年五月二十九日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄君

去る一日内閣から左の議案を提出した。

弁理士法の一部を改正する法律案  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

外務省設置法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案

同日議長は、左の内閣提出案を鐵工業委員会に付託した。

弁理士法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

内閣法の一部を改正する法律案

物價院法案

總理府設置法案

外務省設置法案

決算委員会に付託

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案

財政及び金融委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を決算委員会に付託した。

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小川友三君提出医療分業促進に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出六・三制全額補助に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出災害復旧費補助金に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出配給増進に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出農業及び畜産技術員待遇に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出復興金融公庫に関する質問に對する答弁書

参議院議員小川友三君提出郵便局に関する質問に對する答弁書

同日委員長から左の報告書を提出した。

國土計画委員会請願報告書第七号

國土計画委員会請願特別報告第七号

電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律案可決報告書

運輸及び交通委員会請願報告書第三号

運輸及び交通委員会請願特別報告第三号

運輸及び交通委員会陳情審査報告書第一号

運輸及び交通委員会陳情特別報告第一号

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に留任することを承認した旨同答した。

(大臣官房長兼主計局長) 河野 一之君

同日内閣総理大臣から左の者を第二回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

(鉄道局長) 田中健之助君

(鉄道局長) 石井 昭正君

(鉄道局長) 川原 道正君

(海運監理局長) 島居辰次郎君

(同監理部長) 同 柴田 吟三君

一昨二日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

國有鉄道運賃法案

國有財産法を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

國有財産法を改正する法律案

財政及び金融委員会に付託

國有鉄道運賃法案

運輸及び交通委員会に付託

同日議長から左の議案を提出した。

輸送力増強に関する決議案(板谷順助君外三名発議)

同日議長から左の議案を提出した。

輸送力増強に関する決議案(板谷順助君外三名発議)

同日議長から左の議案を提出した。

輸送力増強に関する決議案(板谷順助君外三名発議)

同日議長から左の議案を提出した。

輸送力増強に関する決議案(板谷順助君外三名発議)

同日議長から左の議案を提出した。

輸送力増強に関する決議案(板谷順助君外三名発議)

同日議長から左の議案を提出した。

輸送力増強に関する決議案(板谷順助君外三名発議)

同日議長から左の議案を提出した。



二、神戸 陽任

| 氏名     | 住所               | 場所                      | 日時             | 経過                |
|--------|------------------|-------------------------|----------------|-------------------|
| 堀川 一知  | 市内長田区谷原通五丁目五ノ一   | M P 検査不明なるも多分自          | 昭和三年、四月、午前六時頃  | 前駐車が路の立場で検査したのて不明 |
| 一本松 俊明 | 市内生田区隔町七丁目市営住宅三四 | "                       | "              | "                 |
| 青山 武見  | 市内兵庫区雪御所町一       | "                       | "              | "                 |
| 岸本 茂雄  | 市内兵庫区鶴野町四丁目七六    | "                       | "              | "                 |
| 濱田 泰一  | 市内兵庫区鶴越町六ノ二      | "                       | "              | "                 |
| 一本松 博三 | 市内兵庫区雪御所町一九七     | "                       | "              | "                 |
| 岸本 武雄  | 市内兵庫区東山町三丁目三〇    | "                       | "              | "                 |
| 白倉 正三  | "                | "                       | "              | "                 |
| 当利 善次郎 | 市内灘区堀原通三丁目二三     | M P の命により日本警察官俣田小学校にて逮捕 | "              | "                 |
| 土居 一雄  | 市内灘区千旦通三丁目二〇     | "                       | "              | "                 |
| 藤本 治郎  | 市内灘区新在家南町三丁目一ノ九  | "                       | "              | "                 |
| 藤川 節夫  | 市内灘区灘北通八丁目神鋼住宅   | "                       | "              | "                 |
| 松田 富藏  | 明石市上ノ九二丁目三六二九    | M P 検査に付不明              | 昭和三年、四月、M P 検査 | "                 |
| 熊坂 ユウ子 | 明石市河江町           | M P 検査不明なるも多分自          | "              | 進駐軍独自の津捕せしに付不明    |
| 島 野 正三 | 市内長田区松野通三丁目鉄道官舎  | "                       | "              | "                 |
| 大仲 岩雄  | 明石市新上日本工共第三工場    | "                       | "              | "                 |
| 岡芹 幸太郎 | 明石市大久保町西大久保      | "                       | "              | 嫌疑なし五月七日釈放        |

|       |                |                |  |                 |
|-------|----------------|----------------|--|-----------------|
| 西海圭三  | 明石市魚住村金ヶ崎一三四七  |                |  | 嫌疑なし五月四日<br>釈放  |
| 西潟大四郎 | 明石市大久保町川西住宅六三  |                |  | 嫌疑なし五月七日<br>釈放  |
| 乾ハル   | 明石市上ノ九二丁目七七〇ノ二 |                |  | 嫌疑なし五月四日<br>釈放  |
| 乾善吉   | 哭              |                |  | 嫌疑なし五月七日<br>釈放  |
| 長谷川美枝 | 明石市大蔵谷小辻       |                |  |                 |
| 森隆三   | 市内垂水區御聖町一ノ一    |                |  |                 |
| 片岡和男  | 川辺郡川西町久代新田芝三八  | 昭和三年四月廿七朝M P檢挙 |  | 嫌疑なし五月十三日<br>釈放 |
| 脇田安勝  | 伊丹市南木町五丁目二六    |                |  | 嫌疑なし五月七日<br>釈放  |
| 和佐繁夫  | 伊丹市千才町四六六      |                |  |                 |
| 青木みさ子 | 伊丹市北村西澤開地三五    |                |  | 嫌疑なし五月四日<br>釈放  |
| 西尾安治  | 尼崎市篠鼓通八丁目一九四   | 昭和三年四月廿七朝M P檢挙 |  | 嫌疑なし五月七日<br>釈放  |
| 木村健三  | 尼崎市西大島北の口四〇七   |                |  | 嫌疑なし五月四日<br>釈放  |
| 山崎讓登  | 尼崎市安樂寺西福寺二四    |                |  |                 |
| 大野唯徳  | 尼崎市北難波町二四〇     |                |  | 嫌疑なし五月七日<br>釈放  |
| 靜岡忠一  | 尼崎市潮江社口一七五     |                |  |                 |
| 古門修毛  | 尼崎市西常光寺一七五     |                |  | 嫌疑なし五月四日<br>釈放  |
| 富永武夫  | 尼崎市抗瀬二の坪三五     |                |  | 嫌疑なし五月七日<br>釈放  |
| 中川吉太郎 | 尼崎市南竹谷町一丁目四八   |                |  | 嫌疑なし五月四日<br>釈放  |
| 青木利彰  | 尼崎市常光寺裏前二〇一    |                |  |                 |
| 北光次   | 尼崎市北大物二五の八     |                |  |                 |
| 森田龍男  | 尼崎市北難波町二八六     |                |  |                 |
| 清宗郷三  | 武庫郡具元村小林字神方    | 昭和三年四月廿七朝M P檢挙 |  |                 |
| 清宗医承三 |                |                |  |                 |

[illegible]

減であるが之れは待遇の劣悪に

よると言うが意見を問う。

一、終戦前の税務署員の待遇は他に比し優秀の待遇であつたが、現状は劣等に位する對照に對し改善すべき具体的意見を問う。

右質問に對し趣かなる答弁を求めらる。

内閣参事第一一五号

昭和二十三年五月二十八日

内閣總理大臣 西田 均

參議院議長松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出税務署現狀打開に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出税務署現狀打開に關する質問に對する答

弁書

一 税務署長は警察署長と等しく、特殊な職務にあつて關係上官舎の必要を痛感している次第であるが、税務署の数は全國に四百五十一ヶ署もあつて、これを同時に措置することが、現下の資材、資金面から困難である。しかし税務の重要性に顧みて、財政事情の許す限りにおいて可及的速に官舎の設置を圖るべく考慮したい。

二 民間からの寄附については、税務の特殊事情もあり、極力これを避けたい。

三 税務署員の現員は定員に比較して本年四月一日の現在では全國平均で六六%という充員状況で、就

中大都市方面において充員が思うように到つていないが、これは急速に大量の増員を圖る必要に迫られたことと住宅難によるものと考へる。よつて職階給の採用に當つては特別職階給を制定して、給與の面においてでも得る限り優遇を圖ると共に合宿施設等の拡充によつて急速に充員するよう努力中である。

四 戦時中の税務署員の待遇は他に較べ若干低位にあつたが旅費、賞與等実質的給與によつて略、均衡を得ておつたと考えられる。現在の給與としては過般行われた給與の凹凸は正によつて一般と同一水準に引上げると共に税務特別手当を支給し第一級税務職員給與の優遇を圖つてゐる。

なお今回の職階給與制の採用に當つては右の税務特別手当を含めて職務内容に即した給與制度の確立に折角努力中である。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際お諮りいたします。五月三十一日門屋盛一君より國土計画委員會、池田七郎兵衛君より鐵工業委員會、植竹春彦君より運輸及び交通委員會、おのゝ理由を附して辭任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

んか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましてはその補欠として仲子隆君を國土計画委員會、運輸及び交通委員會に、奥主一郎君を鐵工業委員會に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、輸送力増強に關する決議案(板谷順助君外三名発議)(委員會審査省略要求事件) 本件は發議者板谷順助君外三名の要求の通り委員會の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に對し趣旨説明の發言を許します。板谷順助君。

輸送力増強に關する決議案 右の議案を國會決議第五十六條によつて發議する。

昭和二十三年六月二日

發議者

板谷 順助 丹羽 五郎

橋本 萬石 衛門 小野 哲

參議院議長松平恒雄殿

輸送力増強に關する決議

我國現下の輸送状況を見るに、鐵道、船舶、自動車等の交通機關は著しく弱体にして、施設は荒廢し、能

率は減退し、加うるに綜合的運営に欠け、我國經濟復興の最大隘路と化し、國民はこの現状に對し甚だ不滿を感じてゐる。政府はこの事實を深く省察し、急速に運輸諸制度の整備をはかり、物資の割當、資金の融通に特段の考慮をばらう等により、極力輸送力の緊急増強を確保し、以て本年度食糧、石炭その他重要物資の生産、配分に支障なきを期さねばならぬ。交通従業員も亦その職責の重大なるを深く認識し、作業能率の増進に努力することが必要である。更に又交通機能の確保は、將來の平和日本建設の基盤となるべきものであるから、經濟復興の諸計画に即應し、交通機關の綜合再建計画を速かに確立し、生産の増強、國民生活の確保、國民文化水準の向上に遺憾なきを期すべきである。

政府において速かに右に關する方針及び施策の大綱を今會期中に本院に報告せられんことを要求する。右決議する。

理由

現下の經濟危機を突破し併せて將來の經濟復興を推進するには、左記諸点に重點を置き陸海輸送力の綜合的増強を強力に実施することが必要である。これがこの決議案を提出する理由である。

記

一、國有鐵道に關する方策(地方鉄

道はこれに準ずる)

1 能率の増進

イ 勞務物資の充足

ロ 重勞務者に對する食糧配

の増加

ハ 鐵道小運送の職化

ニ 作業機械化の促進

ホ 作業責任制と報賞制の徹底

ヘ 勞務対策の確立

2 修理の強化

イ 修理資材の充足

ロ 修理設備の強化

3 運輸用石炭の改善

イ カロリーの向上

ロ 塊、粉割合の改善

ハ 炭灰処理方法の研究促進

4 施設の増強

イ 重要路線の電化

ロ 線路の改良

ハ 車輛の新製

ニ 通信施設の強化

5 諸制度の整備

イ 監督行政と現業との分離その他諸制度の能率化

ロ 教育機關の整備

ハ 鐵道公安の維持強化

二、船舶に關する方策

1 能率の増進

イ 船員必需物資の充足

ロ 船員食糧配給の確保

ハ 勞務対策の確立

2 造船、修理の強化

イ 船舶建造の促進

- ロ 修理資材の充足
- ハ 造船所に対する資金融通
- ニ 労働物資の充足
- 三 燃料の確保
- イ 重油の輸入懇請
- ロ 燃料炭カローリの向上
- 四 船腹の増加
- イ 新造、修理、沈船引揚の促進
- ロ 外国船舶の増進
- 五 対外配船の強化
- 六 港務施設の復旧整備
- イ 港務施設の復旧整備
- ロ 新造、修理促進
- ハ 荷役の機械化
- ニ 倉庫の復旧整備
- ホ 労働物資の充足
- ヘ 港運業者に対する資金融通
- ト 港運業体制の革新
- 七 掃海、航路標識の強化
- 八 船舶運航体制の革新
- 九 造船技術の向上
- イ 造船技術研究機関の完備
- ロ 造船技術審議機関の設置
- 十 船員素養の向上
- イ 船舶運航技術研究機関の設置
- ロ 戦時中養成せられた船員に対する再教育の徹底
- ハ 商船教育機関の内容整備
- 三、自動車事業に関する方策
- 一 能率増進
- イ 労働物資の充足
- ロ 重労働者に対する食糧配給の増加
- ハ 作業機械化の促進
- ニ 作業責任制と報賞制の徹底
- ホ 労働対策の確立
- 二 修理の強化
- イ 修理資材の充足
- ロ 修理設備の強化
- ハ タイヤ、チューブの必要量確保
- 三 燃料対策の確立
- イ ガソリンの輸入懇請
- ロ デイゼル車の奨励
- ハ 代用燃料及び代燃機関の研究促進
- 四 施設の増進
- イ 車道の新設と輸入車の整備
- ロ 道路の改修
- 五 自動車運送事業及び自動車工業の助成
- イ 資金の融通
- ロ 資材割当の強化
- 六 諸制度の改善
- イ 道路運送行政と道路行政の一元化
- ロ 自動車運送事業の適正なる競争と輸送秩序の維持
- 四、陸海総合輸送力の強化
- 一 陸海総合輸送計画の樹立
- 二 陸海運賃比率の適正化
- 三 港頭ストックの確保
- 〔板谷順助君登壇、拍手〕

○板谷順助君 私に諸君の御賛成を得まして、輸送力増強に関する決議案を提出したいと存じます。

申上げるまでもなく、如何に政府が日本の復興を叫びましても、生産増進が非常な難路になつておることは御承知の通りであります。この問題を打開せざる限りは日本の再建は不可能と存じますので、運輸交通の委員会におきましては、数次に亘り調査研究をいたしまして、結果、これに対するところの成案を得ましたので、ここに諸君に御披露したいと存じます。先ず第一に決議案の案文を朗読いたします。

輸送力増強に関する決議案  
我が國現下の輸送状況を見るに、鉄道、船舶、自動車等の交通機関は著しく弱体にして、施設は荒廃し、能率は減退し、加うるに総合的運営に欠け、我が國經濟復興の最大障礙となつて、國民はこの現状に対し甚だ不満を感じてゐる。政府はこの事実を深く省察し、急速に運輸諸制度の整備をはかり、物資の割当、資金の融通に特段の考慮を払う等により、極力輸送力の緊急増強を確保し、以て本年度食糧、石炭その他重要物資の生産、配分に支障なきを期さればならぬ。交通従事員も亦その職責の重大なるを深く認識し、作業能率の増進に努力することが必要である。

更に又交通機関の確保は、將來の平和と日本建設の基盤となるべきものであるから、經濟復興の諸計画に即應し、交通機関の総合再建計画を速かに樹立し、生産の増進、國民生活の臨保、國民文化水準の向上に遺憾なきを期すべきである。

政府において、速かに右に関する方針及び施設の大綱を今会期中に本院に報告せられんことを要求する。右決議する。

これが案文であります。これよりこの上程案に対する内容の説明をいたします。  
運輸交通の整備が生産の増進、國民生活の改善のために絶対必要條件であることは申すまでもありません。我が國は終戦後すでに三年を経過いたしました、アメリカの援助及び國民の努力によりまして、食糧、石炭、紡織等次第に回復に向つて参りましたが、交通機関のみは復興が遅れておりまして、經濟再建の最大障礙となつてゐること、諸君も御承知の通りで、誠に遺憾に堪えない次第であります。

今運輸交通の現状を見ますに、先ず國有鉄道にありましては、昭和十一年には機關車が四千輛、貨車が七万輛ありましたが、二十二年におきましては機關車は五割増進したして六千輛となり、貨車は四割増進したして十萬輛となつております。又従業員の数は、十一年には二十二万七千人でありましたのが、二十二年十二月には六十一万二千人となり、二倍半以上に達しております。このように車輛も従業員も大幅に増加しているにも拘わらず、輸送量は、十一年が九千七百萬トンであつたのに対し、二十二年は一億一千二百万トンで、僅かに一割五分を増加したに過ぎません。然らば、どうしてこのように國鉄の輸送力が延びないかと申しますに、第一には能率が非常に低下をいたしました。一例を挙げますならば、貨車の運用効率は、十一年が三七%でありましたが、二十二年には二〇%に落ちております。第二に、車輛の数は増していても、保修が不完全であつたため、修繕車が著しく増加し、それだけ眠つておる。十一年に比較いたしますと、修繕車の数は、機關車が三倍、貨車が四倍になつております。第三には、石炭の品質が著しく低下をいたしております。十分に列車を走らせることができないことが主なる原因であります。只今のところ、駅におけるところの荷扱は三百万トンを超えておりまして、背後地の荷扱を計算して見ますと、実に千五百万トン以上を推算されておるのであります。本年度の貨物の輸送要請は一億九千万トンであります。輸送の計画は一億三千万トンにしか過ぎません。恐らくはこの一億三千万トンも、現状のままでは果して完遂ができるかどうか疑われておるのであります。荷扱はます

ます増加する一方であります。経済危機突破の重要な時期にありまして、このような国鉄の現状は誠に憂鬱に堪えざる次第であります。又、一面旅客の輸送につきましては、私が申上げませんでも諸君はすでに御承知の通り、十一年には十億六千万の人員を輸送し、二十二年には三倍の三十四億二千万の人員を輸送しております。ところが、列車のキロは、二十二年は却つて半分に減じておるのでありますから、その混雑の度合は約六倍となり、全国に亘り交通地獄を現出いたしました。特に懸念いたしますことは、都市近郊の通勤の状況であります。殺人的混雑のため、通勤者が勤務意欲を減殺され、これが生産に及ぼす悪影響は恐るべきものと存するのであります。

このように、貨物の輸送におきましても、旅客の輸送におきましても混雑いたしましたその間隙に乘じ、従事員の側においても、或いは利用者の側におきましても、不正事故の絶え間がなく、荷物の取扱や、すり、どろぼうは日常の茶飯事でありまして、或いは貨車ぐるみ盗んだり、車内の集團強盗、殺人事件まで頻々と起り、國民は全く安心して國鉄を利用することができない有様であります。又地方鉄道におきましてはほぼ同様の状況であります。

次に海運の現状を見ますと、戦前に

は大体六百万総トンの船腹を保有したのであります。現在では僅かに百二十三十万程度でありまして、而もその大部分は戦時標準型の能率の悪い粗製濫造船でありまして、輸送能率は戦前の三分の一程度に落ちております。その原因は、第一に船の出来が悪い、保修機能が十分のため、故障による休航船舶が多いこととあります。次に海陸総合輸送計画が悪いため、港頭にストックが多く、且つ港頭設備が苛酷をいたしてありまして、荷役手間取り、従来一万吨積みが一三日で満船でございましたのが、現在では二週間以上要して非常に稼行率を落しておるのであります。鉄道、自動車沿線に三百万トンの滞貨を抱いて輸送力の不足に汲々としておりますにも拘わりませず、海運が僅かな船腹で、而もその輸送力を余ましておるといふことは、如何に

年乃至九年頃は、海運は貿易外の収入といたしまして、常にその当時の金として二億四千万以上の収入を擧げておつたのであります。かように海運は我が國の経済的、地理的特長性から見て、経済の再建、民生の安定上その復興が絶対必要條件であるにも拘わらず、遅々として回復しておらないことは誠に憂鬱に堪えないものがあるものであります。今にして海運の復興を強力に実行しなければ、國民生活の窮乏に拍車を掛け、経済再建に重大なる悪影響を與えることを衷心より案ずるものであります。

次に自動車であります。自動車運輸事業の最も活潑であつたところの昭和十五年におきましては、トラックが六万輛、輸送実績が二億四千万トンでありましたが、二十二年度におきましては九万輛に増加したにも拘わらず、輸送は却つて二億二千万トンに減少しております。又バスは、十五年には二万三千輛を有して十八億七千万人を輸送しておつたのであります。二十二年度の統計はまだ分りませんが、二十一年度は一億二千萬に激減し、僅かに八億一千万人を輸送したに過ぎません。自動車はトラック、バスを通じて老朽車が多く、修理機能が悪い上に、タイヤ、チューブの不足、燃料の行詰り等から休眠車に至つて多く、その稼働率はトラックは七割、バスに至つては僅かに五割にしか過ぎません。タイヤや

燃料の入手状況を申上げますと、タイヤは所要量の二四％、ガソリンは四五％、代燃用の木炭は三三％、薪は四四％という有様であります。これでは自動車がかないのは当然であります。二十三年度における自動車の輸送量の要請は、貨物が二億六千万トン、旅客が十九億人という膨大な数でありまして、現状のままで到底これが完遂を期することはできません。自動車は國民生活に最も深い関連を有し、一國文化水準の尺度であるのみならず、自動車工業は我が國に残された唯一といふべき総合工業であります。これが発達するか否かは、我が國が近代工業に追随し得られるか否かという重要な鍵ともなるべきものであります。から、何とかして自動車事業の向上を図らねばならぬと思つております。

以上各種交通機関の現状を申上げましたが、全般を通じて先ず第一に能率を極めて低下してゐるということが看過できるものであります。能率を擧げるにはいろいろの方策があると思ひますが、最も重要なことは労働物資の充足の問題、食糧の加配の問題であります。安本長官もおいでになつておりますからよくお聞き下さい。(拍手)交通従業員は危険作業が多く、筋肉労働も苛烈でありますから、労働物資と食糧が欠けてゐては、到底能率を擧げて作業することは不可能であります。

次に海運の現状を見ますと、戦前には

は大体六百万総トンの船腹を保有した

のであります。現在では僅かに百二十

三十万程度でありまして、而もその大

部分



工業と造船工業とはその育成に努めることが肝要であります。

第三には燃料の問題の解決であります。燃料は交通機関の生命であります。品質の低下や数量の不足は直ちに輸送能力に影響するのであります。併しながら我が國の燃料資源は至つて貧弱でありますから、交通機関の側におきましては燃料節約方法や代用燃料の使用や、動力の切替等を眞剣に研究せねばなりません。

第四には施設の整備であります。交通機関はすべて戦時中の簡便と戦前のため施設の樹に達しておりますから、將來我が國産業經濟の基盤となるべき交通機能の根本的再建計画を速かに定め、車輛、船舶の建造や鉄道路線、自動車道路等の改修が産業の回復、貿易の振興に遅れないように努めることが必要であります。根本的再建計画を定めるには鉄道、自動車は原産地より港灣への輸送に重点を置き、海運はこれを消費地港灣に輸送する、又海外よりの輸入原料品は海運によつて各地港灣に分散輸送し、鉄道、自動車でこれを消費地に輸送する、いわゆる綜合輸送体制を採ることが肝要であると思つております。これによつて鉄道は無駄な長距離輸送の負担から軽減され、海運も亦これにより発達するのであります。これには港灣の施設を強化することと、特に倉庫の設備の充実が必要であります。

最後に交通機能の再整備に關連をいたして申上げたいことは、交通の全分野に亘り監督、運営等の諸制度の嚴密な再檢討を行い、その簡素合理化を果敢に実行することであり、(拍手)二三の例を挙げますれば、國有鉄道の運営を能率的に切替えること、鉄道公安官制度を拡大強化して國民の交通保安を維持すること、道路運送事業の全分野に亘り秩序ある自由競争の余地を拡げること、道路運送行政と道路行政との一元化を図ること等が、制度の改正として急務中の事項と考へるのであります。

特に海運におきましては、第一に經營者の運航意欲を刺激し、従業員の勤勞意欲を向上せしむるために、船舶運航体制に根本的改編を加えることが必要であります。第二に船舶建造技術を世界的水準に向上せしめるために、造船技術研究機関の整備充実を図り、且つ造船技術の最高權威としての審議機關を設置する。第三に、船員の素質を向上するために教育養成施設の内容を充実し、併せて船舶運航技術の研究機關を設置すること等が、海運再建の基本となるべき方策であります。

以上はお手許に配付をいたしました理由書中に挙げたところであります。が、輸送力増強の諸方策中、特に必要と思はれる諸項目の説明をいたしたのであります。政府はあらゆる角度より研究をし、運輸交通の改善、向上に

有効適切な方策を取上げ、強力にこれを推進し、以て國民の切実なる要望に應へることを強く要望するものであります。

以上を以ちまして大体本案に対するところの説明を終りました。この際特に附言をいたしますことは、交通從業員諸君の心構えであります。日本の復興のためには交通が再建されなければならぬ。その交通の再建には從業員諸君の努力に俟つことが多大であるのであります。從業員諸君はその重責を深く反省をして、作業能率の増進、サービスの向上に努める努力を傾け、交通機関がすべての國民に愛され、親しまれるものとなるように努力せられんことを切に望んで止まないものであります。(拍手)

以上が本案に対する説明であります。どうか満場一致諸君の御賛成あらんことを切に希望いたします。(拍手) 尚、この決議案が本院を通過いたしましたならば、總理大臣、運輸大臣、安本長官の所信と決意をお伺いいたしたいと存じます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 討論の通告がございます。小泉秀吉君。

○小泉秀吉君登壇、拍手

○小泉秀吉君 私は日本社会党を代表いたしましたして本決議案に全然的賛意を表する者であります。(拍手) 交通運輸が日本經濟復興の鍵であり、現状のままでは推移すれば、復興の隘路となる

虞れあることは識者の憂うところであり、私は主として海運の観点からこの問題を考察してみたいと思ひます。

昨年来日本の實情を詳細に調査いたしましたストライク團並びにドレーパー團の調査報告によりますれば、日本の經濟の復興は海運の復興を前提とすることが明らかにされております。然るに我が國の一般の人々は海運に關する関心が甚だしく薄いのは、致す可く遺憾なことであり、國民の関心の薄いのが反映いたしまして、海運に對する政府の施策は誠に貧弱であり、その結果終戦後三年を経過せんとする今日におきましても、海運再建の歩みは遅々たるもので、この有様では戦前世界第三位の海運國たることを誇つた面影は更になく、貿易が再開された際において、國際市場に乗り出しては、必敗者となることは火を見るよりも明らかであります。併し海運の再建は一日の念を要するものでありまして、戦前日本が海運國として列強に伍し得た原因は多々ありましたが、私の見るところでは、その最も重要な企業心として、海運業者の旺盛なる企業心と、優秀なる造船技術と、勤勉且つ技術優秀なる船員を保つていたことにあると存するのであります。諸外國が、戦時中に精神的にも技術的にも向上の實を擧げて参つたのに、我が國においては却つて著しく低下をしております。

只今挙げました日本海運の現状は、今や誠に情ない状態になつておるのであります。この精神的、技術的低下を世界水準にまで引上げるのには、何といたしましても、先ず第一に現在の運航体制の革新であります。戦時施設の残骸である船舶運送會そのまゝの制度の下におきましては、運航意欲の増進も、従業員の勤勞意欲をも向上させることは期待できません。一例を挙げますれば、この三四月の頃に小樽、室蘭及び三池港における、石炭積取船一百余艘の港内における滞泊日数は、一艘平均十日乃至十七日を要したとのごときであります。これでは船員が航海中の勞苦をも厭わす、般の運航能率を高めようと努力精進いたしましても、僅々三四千トンの積荷のために、一ヶ月の三分の一乃至半ヶ月も滞留せざるやうなことでは、折角の勤勞意欲も消沈してしもうたではないでしょうか。このように非能率的な船舶運航の例は尙幾らでもあるのであります。然るにこの膨大な機械に對しまして、國庫は毎月三億七千万円の莫大な支出を負担しておりますが、大体一百万トンの物資と、十五万トンの油と、五万八千人の船員を輸送するに過ぎない現状であります。これが船舶運送會の姿であります。私共は戦後の海運復興のために、政府が速かに、かかる機構の根本的改革を行ふべ



きことを期待したのであります。昨年に至りまして漸くその改組を議決されたのであります。更に國民の納得するような根本的改革を断行することなく、單なる政令によりまして、戦時海運管理令を延長実施しております。誠に不可解に存する次第であります。政府は速かに運輸体系を根本的に改革すべきであると存じます。

第二には、戦時中低下した造船技術の向上であります。現在のような貧弱な技術研究の内容では、世界水準はもとより、戦前の我が國の技術水準を回復することすら覚束ない次第であります。技術研究機関のごとき、その成果を挙げるまでに相当の期間を要する事業に對しまして、今日直ちに何らかの方策を講ずべきであらうと存じます。

第三には、船員の素質向上であります。戦時中に急速に養成せられました船員の再教育は、昨年から開始されておりますが、現在のような不徹底なものでは到底お話にならないのであります。政府はこの際、再教育のために思い切つた措置を講ずべきであります。尙新船員の技術教育については、形式的には整つた外観を呈しておりますが、その施設の内容に誠意が乏しいもので、殊に運輸技術の研究のごときは、我が國においては何らの施設がなく、今後海運人として、我が船員が海外に進出するようになりましてはなら

ば、そのために大きな障害を生ずるのではないかと恐れる者であります。政府は目前の輸送増強を図ることは勿論であります。少くも遠き將來を見まして、海運政策の根本に融れる問題を十二分に検討して頂きたいのであります。私はこの意味におきまして、本決議案が、政府に對して要請するところは極めて妥當であり、又機宜を得たものと信じて、全面的に賛意を表する者であります。

○議長(松平恒雄君) 中野重治君。

〔中野重治君登壇、拍手〕

○中野重治君 日本共産党は、この決議案の趣旨に賛成するものであります。そこで問題を具体的に我々は解決しなければならぬと思ひますが、輸送力の増強といふことについて、そのための現実的な方法手段を我々が見出すためには、百の說法も尻一つといふことになるわけであります。そこでどこにこのための現実的な方法手段が見出されるか、これは人間の中に見出される。板谷委員長がその説明の結びで、特に力を入れて、輸送の仕事に直接當つておられる日本の労働者階級に強く呼び掛けられたことは、私共が喜びとするところであります。若し運輸交通に直接携わつておられる人々が、自分達の肩に掛かつておる責任を自覚して、これを妥當に解決する方向へ進んでおるのでなければ、この問題の具体的な解決は非常に困難になること、

我々が言うまでもないと思ひます。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。それでは現在日本の運輸交通関係の労働者は、この問題でどういふ態度を示しておるか。我々は日本の交通運輸関係労働者は、その責任を自覚して、これを労働者の合法的な力、運動によつて正しく解決しようとするところへ、明かに踏み出しておるといふことを見るべきで、非常に心強く思ふ者であります。その一つを我々は今度の國鉄労働組合の奈良における大会の動きに明らかに見ることができると思ひます。日本の政府は独立採算制というふうな言葉において、日本の運輸交通の中心的な場面であるところの鐵道において、仕事を官僚を通して資本家的に經營して來ておる。そのために様々の悪い問題が出て來ております。それだから労働者に対する政策においても、必然的にそれが政府側からする組合運動に對する分裂政策、切り崩し政策、低賃金の上からの押し付け、こういうこととなつて現われておる。そこで政府側からの低賃金の押し付け、組合運動に對する分裂政策、これに労働組合が敗けておる限りは、自分達の低賃金から來る生活問題の処理を、輸送力増強の方

を注ぐことができない。そこでその人々が自己の生活の維持、この問題の解決をそのまま輸送力の増強の方向において解決しようとするとき初めて輸送力増強の問題が現実的に解決される。この方向へ行くわけでありまして、今度の奈良の大会は日本の輸送問題の根本の場面に於いて、政府側からの低賃金政策、組合運動に對する分裂政策が成功しなかつた。國鉄の労働組合は政府側からのいろいろのこいつ策動を排除して一本となつて、四月、五月における手取り五千円、この問題を政府と闘つて獲得しようという方向へ明らかに踏み出してゐる。そしてこの点で政府側が今まで相當の手段を講じて、全官公労組と國鉄労組とが同調し一休となつて闘うことの間へ楔を打込んで、これを分裂させて來たのであつたけれども、この政府側の策動が、今度の國鉄の大会では労働者階級の力によつて下から遮断された。この点において國鉄の動きを政府の意のままに引摺ろうとした政府の意圖は、完全に打破された。ここを通じて日本の労働者階級は、交通運輸の面において特に明らかに自分達の苦しい生活の合法的な打開を、輸送力そのものの増強と結び合せて、その中へ、その方向において解決しようとして來てゐる。これを我々は非常に力強く思ひ、この動きを全面的に支持する。これを全面的に支持して、この方向に政府が動くことと政府

を脅迫監視する。これをどうしても我々はやらなければならぬと思ひます。

この意味において、かくのごとき問題を具体的に取扱うことによつて、この決議案の趣旨を實現したい。これが日本共産党のこの決議案の趣旨に賛成する理由であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 高橋啓君。

〔高橋啓君登壇、拍手〕

○高橋啓君 私は民主党を代表いたしました。本案に賛成いたします。この本案は國民の要請をそのまま現わしたものであります。先程提案者が説明されました通り、あらゆる部門の振興は輸送力の増強に懸かつておるのであります。現在の輸送力の貧困は、いろ／＼隘路があるであります。しかし、これに對して全く打開の途がないといふのはありません。私はこの打開の方途につきまして二三点を指摘いたしまして、御参考供したいと思ふのであります。

第一に、現在の滞貨の一掃の問題であります。これが生産資料である場合には、國民生活安定に不斷の圧迫となつておるのであります。これを何とかしなければ民心の安定は得られないのであります。私はこれを一日も早くこの一掃をしなければならぬと思ふのであります。併しながら外の影響を考えずに、この滞貨一掃のみに力を注ぐ時には、いろ／＼計画の實現を來すのであります。と、以上で御意

工夫によつて新しい外の力をさぐに  
産み出すということが必要であらうと  
思うのであります。大体産物の根本的  
理由といたしまして、私は輸送計画  
と、それから輸送を必要とする生産計  
画とのマッチが、うまく行つておらな  
い、こう考へております。私はここに  
木材の例を以て申上げますが、今年度  
の配給計画は七千万石であります。併  
しながら輸送計画におきましては、汽  
車において千五百八十万トン、船にお  
いて八百万トン、これでは二割五分の  
輸送力の不足であります。初めからこ  
れはそれだけの石数、即ち千五百万石  
からの石数が滞貨することに決つてお  
るのであります。このようなことは何  
とかして調和を取つて初めから計画を  
立てることが必要であると思ひます。

もう一つは、今日貨車が非常に少い、  
その場合に積荷をやつていくという  
ことであります。昔は満積みとか過積  
みといつて罰金を取つたのであります  
が、今日は満トンを積んでおる貨車が  
少い。若しこれに對して満トンを積む  
ならば、私は二割の輸送力を増強する  
ことができると思へておるのでありま  
す。どうしてもこれにはいろ／＼今日  
の制度も変えなければならぬ。今まで  
に丸通が一駅一店主義において独占的  
な扱いをした傾向がある。そこでどう  
してもそのサービスが余りよくない。  
これをです、何とかこの制度を変えま  
して、最もよい方法に考へて行かなけ  
ればならぬ。併しながらこれを昔のよ  
うに全く復元いたしまして、曾つての  
ごとく自由に營業者をして營業を行わ  
しめるというには、大きな公益的な関  
係並びに失業問題について考へなけれ  
ばならぬのであるが、これは少くとも  
早急にこの制度を改めなければ、こ  
の満トンを積むとか或いはサービス方  
面において、欠くるところが生ずると  
考へるのであります。

次に手続の簡素化であります。今  
指定生産資材の取扱ひにつきましてい  
ろいろな即符がありますが、木材の場  
合で申しますと、甚だしいのは十一回  
も即符を切り直さなければならぬ。  
折角一車で積んで来た荷物を卸して、  
それをトラックに積み移すとか、三台  
か四台に移す、その場合に一々即符を  
分割して取らなければならぬ。何百  
何千という駅に一々出張官がおつて、  
その取扱官更がおつて、円滑にやつて  
呉れればいけれども、そんなことは  
不可能であります。そのような必要  
な手続を排して、これを簡素化する、  
直ちに輸送が行なわれるような方法を  
設けなければならぬ。このような方  
法で新しい力を産み出して、この滞  
貨を一掃する必要があると思ふのであ  
ります。

もう一つは、輸送力の新しい途を  
見つけるということでありまして、日本  
には到る処川が流れておりますが、川  
のいわゆる流路の活用によつて輸送で  
きる面が沢山あります。これは少しの  
手を加えて、例えば適當なところにダ  
ムを設けるとか、そのようなことをい  
たせば、余り資材を要せずしてこの方  
面の活用ができるのであります。この  
ダムの建設も今後電源としてこれを活  
用するとか、或いは用水の調和を図る  
とか、いろ／＼その他の部門との総合  
計画において、余り資材や予算を要せ  
ずしてできることが沢山あるのであり  
まして、この点に對しても政府は考慮  
を必要とすると思ふのであります。

最後に、先程提案者から特に力を入  
れて言われたのであります。この現  
場の意欲の高揚の問題であります。こ  
れについてちよつと私は申上げたいと  
思ふのであります。少くともこの問  
題を解決するためには、一部々々の問  
題が解決しても駄目であるから、一連  
の關係においてお互に連帶責任であ  
る。そのような考へ方からあらゆる問  
題に對して意欲を持ち、熱意を持つて  
やるんではないとすれば、やる當局がそ  
こに熱意がなければ、どんなに制度や  
方法がよくても、これは絶対にうまく  
行きません。

そこで現場の人達、或いはその關係  
する人達がお互いの責任であるという  
考へ方で本當に日本建設のために熱意  
を持つてなければ、僕はこれはでき  
ないと考へるのであります。この一言  
を副えまして私の賛成の意見といたし  
ます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 村上義一君。  
「村上義一君登壇、拍手」  
○村上義一君 只今上程されておしま  
する決議案に對しまして私も双手を挙  
げて賛成するものであります。

その第一の理由は、本決議案が経済  
復興五年計画の第一たる本年にお  
きまして、生産の増強に即應して輸送  
力を緊急に増強することが必要であ  
る。又それには輸送能率を向上するこ  
とが最も必要であると本案に指摘され  
ておる点であります。現在我が國では  
御承知の通りインフレの危機に陥つて  
おる。その根本原因は生産不足にある  
ことは多言を要しないところでありま  
すが、然るにも物ならず國內の貨物  
の停頓、即ち滞貨は一千八百万トンに  
も及んでおるのであります。仮に一千  
トン二万トンとしますれば、実に三千六百  
億円の貴重な生産資材が輸送力不足  
のために徒らに休眠しておるのであり  
ます。今生産増強を叫ぶとしますれば、  
どうしてこの等の滞貨を先ず以て活用  
する方策を實行しないのか、了解に苦  
しむ次第であります。私は本決議案に  
関連しまして、國鉄が沿線滞貨一掃運  
動を強力に展開されるよう提唱するも  
のであります。それに即應して、絶対  
に必要な労働物資や食糧や修繕資材等  
を必ず供給して、運動の完遂を實現せ  
しめるように、総合企画官廳で推進せ  
られることを強く要望するものであり  
ます。(拍手)

賛成の第二の理由は、本決議案が平  
和と日本再建のため、交通機關の根本的  
整備を図る必要のあることを指摘して  
おる点であります。我が國は経済を復  
興し、國民生活を維持するためには、  
生産の増強、貿易の振興に對しまして  
國民挙げての努力を拂わなければなら  
ないことは申上げるまでもありません  
が、さりながら長年酷使に酷使を続け、  
又戦争の災禍を受けた鉄道や船舶や自  
動車等が、よしや能率を挙げ得たとしま  
しても、根本的な施設の復旧増強を図ら  
なければ國力回復に迫いつて行けな  
い、否むしろ交通施設の弱体、輸送力  
の貧困が平和と日本の再建の最大障害と  
なることが極めて明瞭であると確信す  
るのであります。ここで私は特に陸上  
交通施設改善の一つといたしまして、  
道路改良を強く要望したいのであり  
ます。日本に道路なしといふこと  
は、多くの外國人からよく聞かされる言  
葉でありまして、自動車が通る道路で  
舗装されているものの率を府縣別に観  
察して見ますと、東京都ではさすがに  
六〇％ありますが、神奈川県、大阪等に  
おきましては二〇％の程度でありまし  
て、五％以下の府縣が実に三十四を數  
える次第であります。道路改良計画は  
今までに再三立てられたのであります  
が、常にその一貫性を欠きまして、又  
責任当局者はこれに對して熱意がなか  
つたために、いつも計画は途中で  
立消えになつてしまつたのでありま

す。我が國の最重要道路であります東海道に今日尚江戸幕府時代のままの部分があるといふことは皆さんも御承知の通りでありまして、鉄道に比較して二倍以上の貨物輸送を課せられております自動車輸送の増進を期するた

めには、私は是非特別会計の下に、しつかりした道路改修計画を立てて、國の大きな方針としてその実現を期することが必要である、特にこの点を要望したいのであります。(拍手)

賛成の第三の理由は、本決議案が陸海空各輸送の確立を要求しておるといふ点であります。我が國の地理的關係から見まして、鉄道、自動車は港灣を中心として貨物を集散し、海運は港灣と港灣をつなぐ輸送をするといふことが、最も能率的方法であるのであります。然るにこれがうまく行つておらない。陸海空は海運で勝手な輸送をしておると申しても決して過言ではないと思ふのであります。少しもそこに綜合性がない。そのために海運では滞貨の山を抱えている。海運では、なかなかの輸送力を空費しているのが現状であるのであります。陸海空の連繫

さえ十分につくならば、私は現状においても、もつと輸送力が向上することを固く信ずるものであります。従いまして陸海空各輸送を確實に企画する機関、又現地に於て、この綜合輸送を強力に推進する機関を設けることを特に政府に要望する次第であります。

最後に申上げた点、交通機関の根本的再建には、どうしても資金資材について米國の好意ある援助を受けなければできないといふ点であります。例

えば國鉄の復旧にいたしまして、亦電化をどうするか。自動車やその部品の製造、ガソリンや重油の輸入、これらをどうするか。又船舶の新造や船舶をどうするか。若しこれらについて米國の好意ある援助を懇請するとしますれば、先ず以て自ら我々は反省して、その受入態勢を整えることが先決問題であると信ずるのであります。果して現在これができておりましたら、私は現状を見まして、國鉄でも亦自動車業界でも海運界でも格段なる合理化を図らなければ、他國の援助を懇請する資格なしと断言せざるを得ないのであります。(拍手)

幸いに本決議案を契機として、当局が各交通機関、特に國鉄、海運界の機構、制度、運営等につきまして、眞剣に、又迅速にその合理化を断行されることを要望して止まないものであります。(拍手)

以上簡單ながら所見の一端を申し上げまして、終風会を代表して本決議案に衷心より賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 星野直樹君。  
〔星野直樹君登壇、拍手〕  
○星野直樹君 私は無所属議談会を代

表いたしました。この決議案に對して誠に時機を得たものとして賛成の意を表する者であります。

誠に輸送力は産業復興の根幹であり、産業復興が成るか成らないかは、偏にこの輸送力に係つておるとは明らかであります。急を要する工業施設や復旧を要する都會の住宅の建設、これが遅々として進まないその原因は、すべて輸送力の不足に係つておるとい

つても誤りがないと思ふのであります。この故に輸送力の強化は、すべての再建の鍵であります。この点は何人にも異議はないと思ふますが問題は、如何にしたら輸送力が本當に増強できるかといふことであります。輸送力を増強するために、輸送施設の改良のための資材を豊富に供給しなければならぬ。この資材の供給状態が現状のようでは、輸送力の増強はおろか、輸送力の減退も免れない状態であります。更に本當のところをいへば、むしろ鉄道の枕木やレールの取換えをせねばならぬのに、戦争でこれがなかつた行われなかつたために、そのまま放置すれば、輸送力の破壊的危機もいつ勃発するか分らないという状態であると思ふのであります。さて併し資材を充足するためには、又輸送力が増強されねばならぬといふことになりまして、かくて我が待望する結果を得るために原因を追求して行くと、又元の結果に帰つて

しもう。輸送力を増強するためには、先ず輸送力を増強せねばならぬということになつて解決が見出せないのであります。

又輸送力の増大を図るために、我々が特に強調したいのは、輸送労働者の給與の改善がぜひ必要だといふことあります。併し給與の改善を、今回政府が探ろうとしているような通貨価値上げというふうなことによつて賄うといふときは、又これがインフレを助長し、給與改善を無意義なものとして、相変らず労働者は新鮮な労働力と頭腦力を蓄積するに足る生活をなし得ないことになる。又これがいたちごつこになる結果に終ると思ふのであります。然らばどうしたらこのいたちごつこを解決することができるか。これは結局インフレを克服するための根本的源泉的な手を打つことによつてのみ解決ができる。と私は考えています。〔その通りと呼ぶ者あり〕而もそのインフレを克服するためには産業復興をしなければならぬ。産業を復興するためには輸送力を増強しなければならぬといふ論理を繰返しては、又元に還つてしまつて、何らの解決にも達し得ない。インフレを克服するには金融面から手を打たなければならぬ。そうして金利得者を徹底的に追及すること、これが唯一の方法である、この主張は無所属議談会の同志と共に主張し來つておるものであります。これをなし

得て初めて綜合的、計画的輸送力の強化も日程に上せ得るのであります。(拍手)

故に本決議案において、政府に對してこの輸送力増強についての施策の大綱を急速に本院に報告することを要求しておりますが、これに對する政府の回答が、このインフレの根本的克服の強力手段に触れず、ただ輸送の増強のための近い原因だけを羅列した、見せ掛けだけの机上プランであつたならば、私は、私は、政府は本決議案をまじめに実行する意思はないものと断定して誤りないものと思ふのであります。この点よく安本長官に聞いて頂きたいと思ひます。(拍手)

繰返して申し上げますが、この輸送力増強の問題を、それだけ切離して解決せんとしても決して解決し得ない。經濟復興全般を顧みさせておるインフレと闇の横行を、金融の面より手を打つことによつて解決して、以て勤勞者の生活を安定せしめ、これによつて産業一般の復興と共に、その最も重点的施策として、輸送力の強化の方策を遂行するものが解決の途だと信ずる者であります。

然るに、再び触れますが、今同政府のなさんとする通貨上げのごときは全く近視眼的方法であります。それは鉄道経営という狭い枠から考えますれば、給與を増強するためには、又復旧の資材を得るためには、運賃を大幅に

値上げしなければならぬという結論になるのですが、それではその運賃値上げが又インフレを挑発して、期待した輸送改善にも資材の確保にも実質的にはならないことになってしまうのであります。この鉄道経営という狭い枠を離れて、政治的に解決法を求めこの運賃値上げのとき、結局動労大衆、更に困窮庶民の負担になるような方法を絶対に避けねばならないと思ふ者であります。

要するに、私は輸送力の増強の決議案に満腔の賛意を表明すると共に、インフレ克服と結び着いた根本的な対策を政府に要望する者であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了しました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決を行います。本案、決議案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

〔拍手起る〕

○議長(松平恒雄君) 只今の決議に対して菅田総理大臣、岡田運輸大臣、栗栖國務大臣より発言を求められました。菅田総理大臣。

〔國務大臣菅田均君登壇、拍手〕

○國務大臣(菅田均君) 只今御採決になりました輸送力増強に関する決議案

の趣旨並びに提案者の詳細なる趣旨の弁明を拜聴いたしました。政府におきましても全然同意であります。交通機関の発達には、その國文化の高低を測る物差とも言うべきものでありまして、輸送力の増強なくして、我が國經濟の再建はあり得ないことは、各位の特に御主張になつておる通りであります。そうして輸送につきましても、すでに政府は今後の運用について種々具体的問題を研究いたしております。主筆大臣より、近き期日にそれ〴〵國會に報告いたしますことを考えております。

御承知の通り昭和十四五年の頃かと思ひますが、當時政府の主筆の者が立てた計画によりまして、昭和二十年に至つて東京、下関の幹線鐵道が、すでに需要量の輸送を行うには不足であるという結論に達しておつたのであります。爾來戰爭のために改良事業は一切これを放棄せざるを得ないことになり、又戰爭のために相當の被害を受け、而も多年に亘つて賠償されたる國鉄でありますから、終戦後に至つて輸送力が著しく減退いたしましたことは、必ずしも不思議ではなかつたのであります。今日輸送力増強のために、各般の施設を行おうとしたしまして、先ず最初につかつてゐる難關は、申すまでもなくすでに鐵道の各種の資材が老朽その極に達した。これを補修するためには、資材の問題であるとか、石炭の素質の低下の問題であるとか、

これに加ふるに能率の低下の問題であるとか、各種の複雑なる原因のため、政府の期待するところ輸送力を發揮し得ないことは誠に遺憾であると考えております。

海運につきましても、御指摘になりました通り、我が國のごとき四面環海の國において、現在のごとき船舶量を以てして所詮國民生活に必要な輸送に當り得ないことも、これは明白なる事實であります。不幸にして、船舶については連合國に対する賠償問題がまだ決定いたしておりません。又平和回復後において我が國が幾許の船舶を保有し得るか、如何なる形の船舶の保有をなし得るかといふとき根本の問題が未決定に残つておるといふ事情もありません。又造船用の資材が極端に欠乏しておるといふ事情もあり、急速に船舶を建造することに困難なる場面に當面いたしておることは諸君の御承知の通りであります。その一時の急を凌ぐために、連合國より一時船舶を許可せられることについては、すでにドレーパー氏來朝當時から、切々連合國側に事情を説いて、その好意的な考慮を求めておるのでありますが、今日のところまだ問題は解決いたしてない状況であります。

自動車及び道路の問題につきましても、政府は幾多考慮いたして今日に至つたのでありますが、資材の問題、或いは予算に伴う財源の困難等によつて、十分にその目的を貫徹することができないというのが現状であります。最後に輸送力増強に伴う能率の問題につきましても、動労者諸君、交通関係者諸君の協力を得るにあらずんば、その目的を達し難いことは申すまでもありません。今日までのところ、無論能率増進のために必要な食糧並びに物資の配給を重点的に行うことが必要であることはよく承知しております。如何せん、今日の日本においては、食糧その他の必需品の絶対数が不足しておるといふ關係から、政府希望の通りに配給を増加することができなかったものであります。それにしても我々日本國民が再建に対する熱情と責任感の上に立つて、共に輸送力の増強を図ることが今日の急務であると考へております。言葉を換えて申せば、我々日本國民の愛國心に對えて、日本民族の將來のために、その責任感と同時に、子孫に對する我々の義務を痛感いたしました。その心掛によつて物心両面に亘る輸送力の増強努力が完遂されるものと考えておる次第であります。

本日御採決になりました決議の趣意は、政府において十分にその趣意を休して、今後全力を致したいと考へておる次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 岡田運輸大臣。

〔國務大臣岡田均君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡田均君) 只今輸送力増強に関する決議案が議決されました。

て、私といたしまして、本決議案に對しましてここに深甚の謝意と敬意を表します次第であります。同時に又私らの責任の重大なることを痛感いたしましたのであります。

現在鐵道、自動車、船舶のいずれの分野におきましても、輸送力が甚だしく不足いたしました。それが生産増強、國民生活の向上の隘路を形成いたしておりますといふことは正に御指摘の通りであります。政府といたしまして、輸送力の増強なくしては生産増強なく、日本の復興はあり得ないといふことは、皆様方の御意見に全く同感でございます。

この観点からいたしまして、輸送力増強の長期計画を立案中でありますが、昨過り本年度の生産計画に即應いたしまして、鐵道一億三千万トン、自動車二億六千万トン、船舶四千七百万トン、合計四億三千七百万トンの輸送力を發揮するように予定しておるのであります。遺憾ながら今日の現在の國力を以ていたしましては、この目標達成にも多大の困難が伴うといふことを否定することができないと考へられるのでございます。

只今提案者並びに討論者の方々から御説明になりました各項目は、いずれも海陸に亘る輸送力の復興並びに國鉄、海運、陸運の再建に必要な、貴重な御意見であると存じます。特に私達は、國鉄を初め海上並びに陸運、

その他輸送事業一般に奉仕いたしまする従業員が、愛される従業員となるべきであるという御意見に對しましては、全く感銘する次第でありまして、私といたしましても、今後さような方向に向つてできるだけ善処し、指導をいたして参りたいと存じます次第であります。政府といたしましては、勿論今後更に一段の努力を拂いまして、輸送力の強化に、眞剣に積極的の挺身いたしますつもりではございますが、各位におかれましては、本決議に關する諸方策が速かに充足されますように、よろしくの上と一層の御支援、御協力をお願いいたします。同時に又同一層の御鞭撻を希望いたします次第でございます。私はこの御決議の趣旨に基きまして、只今いろいろお述べにいたしました各項目につきまして、細心の検討を加えまして、今後努力いたしますと同時に、本決議案に附随して御要求になりました輸送力増強に關する政府の施策の大綱につきましては、政府におきましては更に慎重に検討を加えまして、本國會中、成るべく速かなる機会におきまして御報告を申上げたいと存じます次第でございます。以上簡單でございますが、御挨拶申上げます。

(拍手)  
○議長(松平恒雄君) 栗栖國務大臣。  
○國務大臣(栗栖親夫君) 只今輸送力増強に關する御決議がございましたのでございますが、經濟復興のこれは一つの大きな鍵でございます。本決議の趣意には全く賛成をいたしておるものでございます。いづれ安本所管の事項その他につきましては、改めて本會議に御報告申上げる次第でございますが、提案及び賛成の方々の御言動にも十分感銘するところがございまして、ここに取敢えず所感の一端を申述べてお答えをいたしたいと思つております。

政府は差当りこの輸送力増強の確保につきましましては、只今運輸大臣より申上げましたように、措置を決めこれを強く進めておるのであります。我々政府といたしましては、更に船舶或いは重油その他の物資の輸入についても、好意ある連合國の援助の懇請を續けておるような次第であります。尚この外過般長期經濟復興計画委員會を設けて充てたいたしましたが、この中におきましても小委員會或いは部会におきまして、輸送力増強に關する施策等について御立案を願ひ、更にこれを全体的に綜合的に計画を考えまして、そうして速かにこれを実行に移し、本格的な經濟復興に資したいと思つてやうな次第でございます。

次に、労働物資の配給についていろいろ御要求があつたのであります。只今政府といたしましては、尙配給物資の増進については相当制限があり、又これらの物資を輸入するについても同

樣制約を受けておりますが、政府は輸送力増強に邁進せられるところの従業員の方々の熱意あるところに應ずべく、更に労働物資の増配確保については努力を続け、増産と輸入に努めておるような次第であります。又炭鐵、製鉄業等緊要産業に従事する者に対する配給との均衡についてもお話がございました。これも引續き配給物資の増加確保の促進をいたしまして、均衡調整を速かに確保いたしたいと考へる次第でございます。簡單でございますが、お答えいたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) この際日程第二、電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案(内閣提出)、日稱第三、高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。決算委員長下條康晴君。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。決算委員長下條康晴君。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。決算委員長下條康晴君。

電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案  
電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案  
1 電波物理研究所官制(昭和十七年勅令第三百七十四号)は、これを廢止する。  
2 文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八号)の一部を次のように改正する。  
第六條第七号中「電波物理研究所」を削る。  
3 電氣試驗所官制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。  
第五條中「支所又ハ出張所」を「支所、出張所又ハ觀測所」に改め、同條第二項として次のように加ふる。  
前項ノ支所、出張所又ハ觀測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第百五十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ  
附則  
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。  
2 この法律施行の際、現に電波物理研究所に屬する施設は、これを電氣試驗所に移管する。

電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案  
電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案  
1 電波物理研究所官制(昭和十七年勅令第三百七十四号)は、これを廢止する。  
2 文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八号)の一部を次のように改正する。  
第六條第七号中「電波物理研究所」を削る。  
3 電氣試驗所官制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。  
第五條中「支所又ハ出張所」を「支所、出張所又ハ觀測所」に改め、同條第二項として次のように加ふる。  
前項ノ支所、出張所又ハ觀測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第百五十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ  
附則  
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。  
2 この法律施行の際、現に電波物理研究所に屬する施設は、これを電氣試驗所に移管する。

電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案  
電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律案  
1 電波物理研究所官制(昭和十七年勅令第三百七十四号)は、これを廢止する。  
2 文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八号)の一部を次のように改正する。  
第六條第七号中「電波物理研究所」を削る。  
3 電氣試驗所官制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。  
第五條中「支所又ハ出張所」を「支所、出張所又ハ觀測所」に改め、同條第二項として次のように加ふる。  
前項ノ支所、出張所又ハ觀測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第百五十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ  
附則  
1 この法律は、公布の日から、これを施行する。  
2 この法律施行の際、現に電波物理研究所に屬する施設は、これを電氣試驗所に移管する。

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會議法第八十三條により送付する。  
昭和二十三年六月一日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平恒雄殿  
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
第一條 高等試験委員及び普通試験委員官制(大正七年勅令第九号)は、この法律に規定する條件の下に、なお當分の間法律と同一の効力を有する。  
第二條 「高等試験委員」の稱呼は、「高等試験委員會」と改める。  
高等試験委員會は、法務總裁の所轄とする。  
第三條 高等試験委員長は、法務總裁をもつて、これに充てたる。  
第一部の部長は法制局長官、第二部の部長は外務次官、第三部の部長は最高裁判所事務總長をもつて、これに充てたる。  
第三部に屬する常任委員のうち少くとも二人は、最高裁判所長官の申出に基き、最高裁判所の一級又は二級の官吏の中からこれを命

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會議法第八十三條により送付する。  
昭和二十三年六月一日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平恒雄殿  
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
第一條 高等試験委員及び普通試験委員官制(大正七年勅令第九号)は、この法律に規定する條件の下に、なお當分の間法律と同一の効力を有する。  
第二條 「高等試験委員」の稱呼は、「高等試験委員會」と改める。  
高等試験委員會は、法務總裁の所轄とする。  
第三條 高等試験委員長は、法務總裁をもつて、これに充てたる。  
第一部の部長は法制局長官、第二部の部長は外務次官、第三部の部長は最高裁判所事務總長をもつて、これに充てたる。  
第三部に屬する常任委員のうち少くとも二人は、最高裁判所長官の申出に基き、最高裁判所の一級又は二級の官吏の中からこれを命

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會議法第八十三條により送付する。  
昭和二十三年六月一日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平恒雄殿  
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案  
第一條 高等試験委員及び普通試験委員官制(大正七年勅令第九号)は、この法律に規定する條件の下に、なお當分の間法律と同一の効力を有する。  
第二條 「高等試験委員」の稱呼は、「高等試験委員會」と改める。  
高等試験委員會は、法務總裁の所轄とする。  
第三條 高等試験委員長は、法務總裁をもつて、これに充てたる。  
第一部の部長は法制局長官、第二部の部長は外務次官、第三部の部長は最高裁判所事務總長をもつて、これに充てたる。  
第三部に屬する常任委員のうち少くとも二人は、最高裁判所長官の申出に基き、最高裁判所の一級又は二級の官吏の中からこれを命

するものとする。

高等試験の予備試験に関する事務は、高等試験委員会第三部に就いてこれを掌る。

第四條 高等試験委員会の庶務は、法務総裁官房において、これを掌る。

第五條 この法律の規定は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

高等試験委員会第一部及び第二部並びに普通試験委員は、その所掌にかかるとするの公職について、國家公務員法（その特例を定める法律又は人事委員会規則を含む。）又は地方公共団体の公務員に関する法令中任用に関する規定が適用されるに至つたときは、當然にその成立を失う。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

官吏任用級級令その他の法令中「高等試験委員」とあるのは、「高等試験委員会」と読み替へるものとす。

〔下條康勝君等、拍手〕

○下條康勝君 只今上程になりました二案につきまして委員会の審議の状況を御報告申し上げます。先ず電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律案について御説明申し上げます。

この法案は、電氣通信研究の一元化を図るために、現在文部省所管の電波物理研究所を通信省所管の電氣試験所に統合することにしたというのであります。簡単な法案でありまして別段異議はないのであります。ただ現在國家行政組織法を中心とする行政機構改革が問題になつておりまして、これら行政機構改革の全般的問題を検討した上でこの法案を審議した方がよいという意見があつたのであります。併しなから今申しした電氣通信に関する研究一元化ということは、行政機構の整理統合の見地からいたしましても安当なものであります。又文部省と通信省の両省に跨る権限の移動でありますので、これは現在の法制におきましても當然法律事項であると考えまして、一應一般行政機構の改革問題と切り離しまして、本案の審議を進めることになつたのであります。別に何ら修正等もなく、全会一致原案通り可決を見たのであります。

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案について申述べます。

実は近く國家公務員法が七月一日から実施されるのであります。それに伴ひまして、この試験に関する制度も根本的に改革される筈であります。諸般の都合でまだ準備が整つておりませんので、暫く現在の高等試験並びに普通試験の制度を継続したいということとであります。尚今申しました國家行政組織法の制度がありますという、この委員会は法律を以て決めることになつておりますので、それらの点も加味しまして、暫定的にこの制度を法律を以て延長しようという案であります。別に支障のないものと認めまして、これ亦全会一致を以て可決を見たのであります。この段階報告を申し上げます。

政組織法の制度がありますという、この委員会は法律を以て決めることになつておりますので、それらの点も加味しまして、暫定的にこの制度を法律を以て延長しようという案であります。別に支障のないものと認めまして、これ亦全会一致を以て可決を見たのであります。この段階報告を申し上げます。

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長（松平恒雄君） 議員起立と認めます。よつて兩案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君） 報告をいたさせます。

〔寺光参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出しました。

中小企業設置法案、修正議決、報告書

○議長（松平恒雄君） この際日程に追加して、中小企業設置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めま

す。決算委員長下條康勝君。

〔審査報告書は第四十七号の末尾に掲載〕

中小企業設置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年四月六日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

〔小字及び小字修正〕

中小企業設置法案  
中小企業設置法案

〔法律の目的〕

第一條 この法律は、健全な独立の中小企業が、國民經濟を健全にし、及び發達させ、經濟力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な事業活動の機会を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び發展させ、且つ、その經營を向上させるに足る諸條件を確立することを目的とする。

（中小企業及び中小企業廳長官）  
第二條 前條の目的のために、商工省の外局として、中小企業廳長官を長とする中小企業廳を設置する。

中小企業廳長官は、第三條に規

定する事務を掌理する。

（中小企業廳の権限）

第三條 中小企業廳は、中小企業廳長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

一 中小企業に関する資料、動力、資金、生産方法、技術、整理、労働関係、輸送及び販賣等に関する事項その他中小企業の育成及び發展並びに經營の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

二 中小企業の經營状況の調査及び診断並びにこれに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。

三 中小企業の經營の向上に資することができると認められる技術に関する、試験研究機關の協力を求め、並びに中小企業者がその設備及び技術を利用することを奨励すること。

四 中小企業における新規で有益な製品又は製法等を奨励すること。

五 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業廳は、中小企業に關係



ある経済問題に關し調査研究し、又は國會に提出される議案につき、中小企業に關係ある事項に關し、意見を提出することができ

る。  
中小企業廳は、中小企業に關係ある事項については、中央及び地方の行政廳の協力を求め、他の行政廳の協力を求めることができる。

中小企業者は、行政廳の行爲により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行爲により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行爲が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業廳にその事実を申し出ることができ

る。  
前項後段の場合においては、中小企業廳は、当該事件を公正取引委員會に移さなければならない。  
(組織)

第四條 中小企業廳に長官官房及び左の二局を置く。

振興局  
指導局

長官官房においては、人事、會計その他庶務に關する事務を掌る。

振興局においては、前條第一項第一号、及び第五号並びに第二項乃至第五項に規定する事務を掌る。

指導局においては、前條第一項第二号乃至第四号に規定する事務を掌る。

(職員)

第五條 中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に所要の職員を置く。

前項の職員の一部は、中小企業に關し學識経験ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業廳の職員に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第七條 商工省官制の一部を次のように改正する。

第九條ノ二中「所管行政ニ屬スル中小企業ノ振興ニ關スル事務及」を削る。

〔下條廢止ノ事項、拍子〕

〇下條廢止ノ事項 只今議題となりました中小企業廳設置法案につきまして、委員會の審議の状況を御報告いたします。

我が國の現状におきまして、この中小企業といふものが非常に重大であり、而もこの發展がいろいろの事情に阻まれて困難を來していることは明白な事実でありまして、國民經濟の發展上誠に遺憾とするところがあります。而してこの方面の行政事務は現在商工省の一課、生活物資局の中の振興課という一課において取扱われているので

ありまして、これではこの方面の發展向上に資するに甚だ支障があるのでありまして、この際一躍この局を拡大いたしまして、商工省の外局として中小企業廳を新設しようとするのがこの法案の趣意であります。で、中小企業廳には長官官房の外に、振興局と指導局というものを置きまして、中小企業に關する諸般の情報を集めるとか、或いは中小企業者の經營状況を審査して、その發展に協力しようとするのであります。

この法案は決算委員會に付託せられたのであります。が、慎重を期するため、商業委員會並びに鉱工業委員會と連合委員會を開いたものであります。更にその連合委員會におきましては、小委員會を設けまして慎重審議をしたのであります。これは審議に非常に長い時間がかかりまして、実は本日ここでこの案が議決せられまじと、憲法第五十九條第四項の規定によりまして、衆議院においてこの案を審議院が否決したものとなし得る場合の一つの例であります。それ程時間がかつたのであります。政府の説明を聴取した後に民間人の声を聴くために、四月三十日には、東京商工会議所の専務理事を初め五人の証人の登院を求めまして、いろいろ意見を聴取したのであります。審議の過程におきましていろいろ問題になつた点がありますが、極めて主なる点につきまして二三御紹介し

たいと存じます。

先ず中小企業の範圍はどうであるかという質疑に對しまして、政府の答弁では、この範圍を法律で限定することとは適當でないから、業種別に、それぞれの実情に即して適當な処置をするというような答弁であつたのであります。又資材の割当、資金の融通等の權限を持たないで、單に企業者の協力機關であるというような役所ができません。余り有力な活動ができないのではないかと云うような質問がありまして、これに對しまして、政府はたとい資材等の割当がなくとも、いわゆる業者に對する協力機關、或いは業者のためにするところの代弁機關として、十分存在の意義があるのであるという答弁であつたのであります。又業者のための協力機關、或いは業者のための代弁機關であるというならば、従らに行政事務を預けにするに過ぎないのではないかと云うような質疑に對しまして、決して従らに行政官廳の窓口を廣くするだけではなく、中小企業者の希望實現のために活動する有益な官廳を作るものであるというような答弁であつたのであります。

尙農林省や厚生省所管に屬する中小企業との關係に關して、政府の答弁は關係各廳との間に連絡委員會を設けまして、円滑なる運営を期するつもりである。尙衆議院におきまして、この法案第三條中に修正を加えて、

中央及び地方の行政廳の協力を求め、綜合的に処置する」としたのも、即ちこの意味であるというような答弁であつたのであります。以上の外、いろいろ問題があつたのであります。が、それは速記録に譲りたいと思ひます。

最後に、討論に入りましたところ、修正案の提出があつたのであります。修正案を朗讀いたします。

第三條第一項第二号を次のように改める。  
二 中小企業者の申請に基いて、その經營状況を審査し、必要な指示をし、その發展に協力すること。  
同條第二項を次のように改める。  
中小企業廳は、中小企業に關係ある問題又は國會に提出される政府議案につき、予め、意見を徴せられ、又意見を提出することができ

る。  
第四條中「指導局」を「協力局」に改める。  
第五條第一項を次のように改める。  
中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に百人以内の職員を置く。  
同條第二項を次のように改める。  
前項の職員の中少くとも三分の一は、中小企業に關し學識経験ある者の中から、これを命ずる。

かような修正案が提出せられたのであります。その修正案の極く簡單な理由を申し上げます。第一項は、從來官廳がややもすれば權力を以て業者に臨むような態度であつたのであります。が、



今同はさうなことではなく、むしろ業者に協力するという意味を附けたのであります。第二の点は、この原案によりますと、中小企業振興は国会におきまして、国会議員の提案するものにつきましても意見が述べられるようになつておりますが、これを政府案案について意見が述べられるというように、その権限を明らかにしたのであります。第三の点は、「指導局」を「協力局」、これは先程申したように、いわゆる官憲の権力による指導でなく、協力する立場を明らかにしたものであります。それから第四の点は、従来かような官憲ができましたと、逐次職員の増加がありまして膨大になりますから、職員の限界を決めまして、百人以内の職員を置く、こういうふうに職員の設定を決めたのであります。それから第五の点は、職員の一部は少くとも三分の一はつきり民間人を選任する範囲を決めたのであります。この修正案に對しましては、多数を以てこれを認めたのであります。

向この修正案に賛成の意見を述べられる場合におきまして、かような意見の開陳があつたのであります。即ち行政組織法の提案されておる今日、ばらばらな中小企業振興その他の法案が出ておりますが、かようなものは一括して順序よく統制して、纏めて審議すべきものであると思ふけれども、この際現下の中小企業に對する振興の必要を認めまして、特に賛成をするというよりな御意見の開陳がありました。

向この原案の採決に移りましたところ、この案に對しましては現在の衆議院の事情並びにその振興の方途を図る上におきまして、この内容やこの規模では事實に適合しない、その所要の目的を達成することができない、而も現在行政整理をする今日、かような案の提出が適當でないから、この案には反對するといふような御意見の開陳がありました。採決に入りまして、修正案が可決せられ、修正を除きました原案につきまして採決いたしましたところ、これ又原案通り採決決定されたのであります。本案は修正を以て可決を見たのであります。この段階報告をして置きます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論の通告がございます。一松政二君。

「一松政二君登壇、拍手」

○一松政二君 私は只今上程されたる中小企業振興設置法案の修正案にも、原案にも反對する者であります。(拍手) 只今その反對する理由を簡単に申述べまして、皆さんの御審議の御参考に供したいと存する次第であります。

元來中小企業の振興問題につきましては、私は個人としても、或いは私は商業委員長資格においても、重大なる関心を持ちまして、これが振興を希

いまするために、合同審査会にも、或いはその後の小委員会にも列席いたしました、終始皆さんの御意見を承わたり、又政府當局との質疑應答につきましても傾聴いたしましたのでありますけれども、本案の実現によりまして、中小企業の振興を期し得るというよりも、むしろ窓口が二つ殖えまして、そうして中小企業者の最も不得手とするところの報告なり、或いは届出、或いはその他の命令といふようなものを求められる危険の方が多くありまして、そうして却つて得をするよりも、中小企業を阻害する面の方が多くはないかと、いうことを心配する者であります。

いまそのために、合同審査会にも、或いはその後の小委員会にも列席いたしました、終始皆さんの御意見を承わたり、又政府當局との質疑應答につきましても傾聴いたしましたのでありますけれども、本案の実現によりまして、中小企業の振興を期し得るというよりも、むしろ窓口が二つ殖えまして、そうして中小企業者の最も不得手とするところの報告なり、或いは届出、或いはその他の命令といふようなものを求められる危険の方が多くありまして、そうして却つて得をするよりも、中小企業を阻害する面の方が多くはないかと、いうことを心配する者であります。

第二番目には、大企業、いわゆる重点産業という政府の経済政策を改める必要があるのであります。今日はすべて資金にしても、資材にしても、殆んど大企業が独占いたしましたして、口に中小企業の振興を唱へますけれども、その施策はすべて中小企業の犠牲において営まれておるといつても、敢て過言ではないと思ふのであります。(「それだからやるんだ」と呼ぶ者あり) 第三は、いわゆる先程も申しました税金の軽減であります。第四には、敗戦の結果、この窮乏に陥つた日本に適當するような労働法規の改正が、私は必要であると信ずるのであります。今日商工省において、中小企業関係に従事する人は殆んど指を屈する程もないのであります。そういう状態でありまして、根本に申上げました、この四つのことを放つて置きましたは、如何なる役所を設けまして、中小企業の振興にはなり得ない。従つて私は商工大臣みずから責任を持つて、中小企業の根本問題であるところの、今の四つの問題の解決に渾身の努力を傾注せられ、この法案に盛つてあるような保護助長のいろ／＼な施策は、これを商工省の内局におきまして、そうして必要なる人員を漸次配置する方途を求むればそれで足りると、私は固く信ずるものであります。

いまそのために、合同審査会にも、或いはその後の小委員会にも列席いたしました、終始皆さんの御意見を承わたり、又政府當局との質疑應答につきましても傾聴いたしましたのでありますけれども、本案の実現によりまして、中小企業の振興を期し得るというよりも、むしろ窓口が二つ殖えまして、そうして中小企業者の最も不得手とするところの報告なり、或いは届出、或いはその他の命令といふようなものを求められる危険の方が多くありまして、そうして却つて得をするよりも、中小企業を阻害する面の方が多くはないかと、いうことを心配する者であります。

今日中小企業で最も問題になつておりますところのものは、いわゆる金融の困難であります。第二番目には税金の過重な負担でもあります。この二点につきまして、この中小企業振興は単に輪旋をする、或いは陳情の手引きをしてやるというだけでありまして、而も商工省の外局である中小企業振興は、いろいろ運営については総合的にやるということを言いますけれども、農林省、或いは大蔵省、或いは厚生省の所管するところの外局においては、そういう世話をやかれると、これこそ如実に窓口が二つになるのであります。中小企業を振興せしめるという目的に副わることおびただしいのであります。中小企業を振興せしめる根本問題の第一は、政府が余計な世話をやくことではなく、むしろ反對に業者自身に自由に活動せしめる機会を多くすることであり、即ち一日も早く経済活動の自由の範囲を拡げてやる、むしろ徹路にこれを待つて行くことを、一日も早く努力するといふことが一番であります。

以上は、中小企業振興対策としての立場から、本法案の不必要なるゆゑん

を述べたのでありますが、更に先程委員長からも報告がありました通りに、今日我が國の財政は崩壊の一手手前であり、中央地方を通じて、人件費の過重に悩まれているのであります。而もこれに従事するところの官公職員諸君は、いずれも飢饉線上にあるとして、給與の改善を呼びかけておることは、皆さん御承知の通りであります。我が國の財政の建直しに當つて、行政整理の必要を否定する者は一人もいないであらうと信ずるものであります。我々はこの際思い切つて行政整理を行なうと共に、必要最小限度におけるところの官公職員は、十分満足のできる給與を支給すべきであると確信するものであります。(拍手)この見地から、新たに拡大にして、而も無力なところの商工省の中小企業家の外局の設置に反対するものでありまして、殊に考へて頂きたいことは、新設するということは、いとやさしいことではありません。而も一旦かくのごとき外局が設置された場合に、これを一度廃止しようという決意をいたしまして、なか／＼簡単に廃止ができないということは、皆様は十分御承知のことと思ふのであります。尙私は本法案には百人というところを限定してある、故に左程膨大なものではないと言ふかも知れませんが、今日中小企業は大体において各大中都市に集中されておるのであります。これらの中大都市におきま

しては、すでに市の商工課においていろいろの方面に親切な面倒を見ておるのが非常に沢山あるものであります。先般も六大都市が、本法案が衆議院の商業委員会にかつた關係上、衆議院の商業委員会と参議院の商業委員会に、わざ／＼横浜まで我々を連れて行かれまして、そうしてその場においてあらゆる中小企業に対する希望と陳情を受けたのであります。その中には、いわゆる今度中小企業家がでるというところと、我々は今一生懸命にやつておる。今まで府縣の當局は殆んど顧みていなかった。然るに商工省でこういう外局を造るということになつて、そうして都道府縣が総合的にやるといふことになつたために、今までなかつた各府縣廳に改めて中小企業課というものを設けて、そうして人を募集しておる。かくのごときは自分達と重複するし、又一つ余計なところができるのであるから、むしろこの際府縣にそういうものを設けることは止めて欲しいという陳情であつたのであります。ところが事實はさうではありませんが、必ず都道府縣にそういうものの新設を見ることと信じますので、中央にそういうものができると同時に、各都道府縣にそういうものができるとによつて、その数は莫大なものになり、その経費もなか／＼生やさしいものではないと思ふのであります。そういう行政整理を必要とするという見地から、この際そ

うものはやるべきでない、むしろ内局にして、そうして責任は商工大臣みずから堂々と取れ、そうして必要な人員は内局の中に必要の程度に應じて充実にして行けばよろしいというのが私の主張する眼点なんでありまして。どうか諸君におかれましては、何卒安易なる妥協に終ることなく、眞に憂國の觀念から本案に反対する私の説明を諒といたされまして、そうして私の説に御賛同あらんことを切望する次第であります。以上を以ちまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。(「反対」、「大反対」と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決されました。(拍手)これにて本日の議事日程は全部終了いたしました。尙、この際お諮りいたしますことがございまして。本日大蔵大臣より財政に關して発言したい旨の通告に接しました。この大蔵大臣の演説を聴くため、午後三時まで休憩いたします。御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。午後三時まで休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。

○寺尾賢君 本員はこの際昭和二十三年度予算の提出の時期に關しまして、政府に對し緊急質問をいたしたいと存じます。右勸議を提出いたします。

○鈴木直人君 只今の寺尾君の勸議に賛成いたします。

○議長(松平恒雄君) 寺尾君の緊急質問の勸議に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。寺尾君。

○寺尾賢君 芦田内閣成立すでに四月、その政策を中外に示し、國家再建の基礎を明らかにすべき昭和二十三年度予算は、今日に至るも未だその提出を見ないのであります。我々國會は國民と共にこのことを深く遺憾とするものであります。二十三年度予算案提出に關しましては、過般會期延長の問題と関連をいたしまして、本院におきましては五月五日院際運営委員会におきまして苦米地官房長官から、又衆議院に

おきましては五月六日、芦田首相のみずから本會議におきまして次の三條件を公約せられましたことは、すでに各位の御存じの通りであります。即ち一、二十三年度予算案は遅くとも必ず五月二十日までに提出すること。一、法律案は六月十日までに全部提出を終了すること。一、会期は六月二十日以上は絶対に延期せぬことの三つであります。而もこれを確言をいたしましたために、本院議長はわざ／＼右三條件を覚悟といたしまして、政府に手交し、政府又これをしかと了承したのでございまして。(「その通り」と呼ぶ者あり)然るところ、今日に至りましても未だその予算案の提出を見ざることは、何という……政府としての責任はこれを許すことができないと考えると共に、本院に對して何らの一言の挨拶もないといふことは、我が國會を政府みずから侮辱するものであると私は断じて、敢えて差支がないと思ふのであります。(拍手)この点に對して芦田首相は如何なる責任をお感じになるか。この参議院並びに衆議院との公約に對して背相みずからがその責任に對する御答弁をお願い申し上げます。

次に、本日北村大蔵大臣から説明をされるというのは、予算のいわゆる大綱であつて、絶対に予算案そのものではない。即ち便宜的に予算といふものが一日も早くこれを決定しなければならぬといふことは我々もこれを了承

することが出来る。かかる意味合においてその大綱を説明をせんとするものでありますから、致して我々はこれに對して拒絶するものではありません。併しながら、我が國が有言してゐる、國民と共に進歩するところの二十三年度の予算案、正式なる本予算というものが果していつ何時提出されるかということをお尋ねを申上げた。これは先づ本院並びに衆議院が政府と公約をいたしましたことと関係がいたしまして、極めて重大なる問題であるがために、本予算の提出の時期、これをしかと御答弁を願ひたいと思つと共に、たとえ本予算を提出をいたしましたといふにしても、その審議に當りましては、公聴会或いは分科会等の関係もありましよう。又嘗ての慣例からいたしまして、少くも三週間は要するのであります。先に約束をいたしました、絶対に延期をいたさないとの約束をいたしました時日は六月二十日であります。恐らく本予算の提出は六月の十日或いはその以後になるのではないかと。然らば、それから三週間は要するといふことは、更に会期の延長を必要とするのではないかと、いふことから考へて、政府の先の本院との約束も亦極めて重大な責任があると私は考えるのであります。これに對して芦田首相は如何なる御見解と如何なる御方針とお持ちになるか。明快なる御答弁を願ひたいと思つてあります。

今一つは、政府は今予算の提出の遅れたることを、関係方面並びにその筋の審査の遅延その他種々の問題に藉口して、その理由を盛んに説明してゐるが、そのときと異なるか、いふことは、その筋の審査の遅延は、政府として従前にその筋、関係方面ということのみに藉口してその責任を逃るるがごときは、極めて卑劣なる行為であるといふべきを得ないのであります。(拍手)これに對する首相のお考え、並びに今後の日本政治のあり方に對して、尙かくのごとき理由を反復するか、しないか。これらについての首相の明快なる御答弁を願ひたいと思つてあります。

更に私は本予算が遅延をしたところの、政府は種々の理由を附けておられますけれども、そのイデオロギーの違つた、その主義政策の違つたところの政党内閣において政権を担当しておることに起因することではないか。この点において芦田首相に御答弁並びに御反省を願ひたいのであります。思ひますに、最近における諸般の情勢は、日本再建のあり方について、今までのような兄弟相食む、相争ひをしておるとか、乃至はイデオロギーの違つたところの政党政派が共に政権を担当しておるといつたようなことを許さない時期に突入をしておるものではないか。即ち本予算を繰りまして物價改訂

に關連いたしましたして、今や國民の生活といふものは最悪の事態に突入をしておると申上げておられるのではないのであります。このときにおいては、政治家たる者、國家再建の責務を担ひ、世界に誇るべきところの二大思想、そのいづれを選ばうかといふところの最後の段階に來ておる。私は絶対に信ずる者であります。この点に對して芦田総理大臣が往々に豪言を無視し、恣にする政治を行わんとするに對して、強力なる反省を促したいと思つてあります。(拍手)この点に關しますところの芦田首相の御答弁を願ひたいと思つてあります。

要するに、本予算の提出というものが遅れたといふことは、一に日本の現在におけるところの政治のあり方が非常なる困難な方面にあるといふことがその原因であるのではないかと深く憂うるがために、ここに一大決意の下に、大義的見地に立ち、眞に國家國民の生活の安定を基礎といたしまして、日本經濟の基盤に對して、強力なる積極的な歴史的なる政治を行ふところの義務が芦田首相に掛けられておるといふことを考えまして、一段と芦田首相の奮起を促したいと思つてあります。

以上極めて簡單ながら芦田首相の御答弁をお願いを申上げたと思ひます。

す。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 芦田総理大臣。(國務大臣(芦田均君) お答えいたした。二十三年度の本予算編成につきましては、極力政府関係並びに事務當局努力をいたしまして、先般運営委員会で御話いたしました予定の期日、即ち五月中旬には一切の書類を添えて閣会に提出する計画を立てまして努力をいたしたのであります。が、率直に申しますと、五月の十日には政府の予算大綱が決定いたしましたのであります。然るところ、諸般の事情のためにその計画通りに進行し得ない事情が起りました。(その事情は何だ)と呼ぶ者あり。最近二十六日頃に大綱の印刷を終つて、でき得るならば、この大綱によつて閣会の予算予備審査をお願いいたしたいという希望を持つて、先日来種々閣会の方解を求めて参つたのであります。かように予算編成の後提出の期日が遅れましたことにつきましては、政府として誠に遺憾に存じております。併しながら目下予算書印刷中でありまして、多分即ち本月八日に予算書の印刷を閣会に提出し得ると思ひます。衆議院が通過いたしましたならば、直ちに衆議院にこれを提出する予定であります。尙只今の御質問の中に、かように予算の編成が遅れたのは、連立内閣の結果ではないかといふ御意見と共に質問がありました。

が、現在の政府は政策協定を結んだその大綱の上に政策を運営いたしてゐるのであります。今同の予算も一に三黨政策協定の線に沿つて編成をいたしたのでありますから、すでに政策協定によつて了解ができてゐる問題については、特に本予算編成の前後に予算編成を遅らせるがごとき事情は何らなかつたのであります。かような事情は毛頭存在いたさなかつたといふことを御了承願ひます。尙予算提出の期日が非常に遅れるその理由を、政府は他に責任を轉嫁せんとするがとき言葉を常用してゐるという御意見でありましたが、衆議院のこの壇上においてしばしば申し上げたごとく、政治の全責任は政府がとるのであります。これを他に轉嫁せんとするがごとき意向は毛頭抱いてはおりません。

尙今後そういう所信を以て進むかといふお尋ねでありました。政府としては、若し閣会の方解が得られるならば、六月末日頃まで閣会に今期の延長をお願いして、その期日まで本予算の審議を終了することに極力お願いをいたしたい。という理由は、今度の予算は通常の、平時の予算と違ひまして、物價改訂に伴う諸般の問題を作つておるのであります。従つて又給與水準の改訂もできる限り早い期日に行ななければなりません。又今日まで暫定予算を三回も提出いたしました關係上、六・三制にいたしま

しても、或いは又災害の復旧工事にしまして可なり事業の着手が遅れておるのであります。これ以上本予算の通過が遅れる場合には、延いて国内経済に及ぼす影響は可なり甚大であることとを憂慮いたしております。閣下、参議院においても、希くは諸般の事情を御考察の上、本月末までに本予算の審議を了せられんことを切に希望しておるわけでありまして、以上簡単に御答へいたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 大蔵大臣より発言を求められております。北村大蔵大臣。

「國務大臣北村徳太郎君登壇、拍手」

○國務大臣(北村徳太郎君) 「われわれは漠然と希望し、明確に恐怖している。一と或る詩人は申しましたが、今まで私共は明確な恐怖はありまして、安定への希望は極めて漠然としたものしかあり得なかつたのでございませう。併し、今や耐乏と苦悶のうちに、漸く生存から生活へ、危機感から安定感への十字路に辿り着こうといたしておるのでございます。この重大なる時期に際会いたしまして、昭和二十三年度予算案の編成に当りまして、第一の努力は、予算と物價との相互均衡をとるといふ一点に注がれたのでございませう。このことたるや、重大にして而も亦極めて困難な問題でございませう

め、これに相当時日を要しまして、遂に予算に關しましては暫定予算の御審議を煩わすこと数回に及び、この程漸く成案を得るに至りましたのでございませう。尙事務上の都合で予算案として正式に提出いたしますことは、先程總理大臣より申述べました通り若干遅れる見込でございませうので、この際大綱につきまして一應御説明を申し上げると共に、現下の財政金融政策につきまして所信を申述べたいと存じております。

先ず予算編成の基礎となつております重要な二三につきまして御説明申し上げます。

第一には、物價及び賃銀と予算との關係でございませう。昨年七月物價改訂後、賃銀と実効價格との上昇率は相當な幅をつたと申しませうものの尙繼續いたしております。このため特に官業と基礎産業とは今尙探察調整を來し、これがため鉄道通信兩特別会計の運営收支における赤字、又石炭、鉄鋼、肥料等、いわゆる安定帶物資に対する價格調整補助金等実質上の財政負担と見られるものは、最近月額百億圓に達する状況になつておるのでございませう。かような財政及び金融上の負担を引続き持続いたしますことは、インフレーションの前途に重大な陰影を投ずるのみならず、企業の見地から見しても、かような重要産業の基礎を不健全なまま放置いたしますことはできないのでござ

いますから、ここにこれらの價格の改訂を行ひまして、企業の運営を正常化することが必要と相成つたのでございませう。併しながら、賃銀物價の循環的高騰を遮断するためには、この際價格補正の程度をできる限り低位に止める必要がございませうので、従つて政府は、財政負担は極めて困難の際ではございませうけれども、財政負担において物價騰貴の波及を抑制し、健全財政を堅持しながら、物價と賃銀との安定を図り、生産の正常化へも効果あらしめるようにいたしたいと、かような点に努力をいたした次第であります。即ち一般會計においては五百十五億圓の價格調整補助金を支出いたしまして、公定價格の著しい上昇を緩和することといたし、鉄道通信兩特別会計に對しましては、一般會計から百三十億圓の運営收支不足金の繰入を行ひまして、かゝりいたしました鉄道運賃の値上りは通行税を含めて現行料率の三・五倍、通信料金の値上りは現行料率の四倍に止めることといたしたのでございませう。賃銀につきましては、右の價格補正を斟酌いたしまして、現在における一般勤労者の実賃賃銀を確保せしめることといたし、これがために所得税について相當大幅の軽減を行ふ等の措置を講じたのでございませう。

第二の点は、健全財政の原則を、一般會計のみならず特別會計及び地方財政を通じて貫徹したという点でござい

ます。財政の健全性とは、申すまでもなく一般會計のみならず、特別會計、地方財政を通じた財政全体として、その收支の均衡、適合を図るということであるべきことは勿論であるからでございます。このことは物價と賃銀との騰貴を抑制しつつ、而もこれによる國民負担の増大をできるだけ避けねばならない情勢の下におきましては極めて困難でございませう。予算の編成に當り最も苦心いたしました点はこの点に存するのでございませう。結局各特別會計におきまして、地方財政におきましても、運営上の收支について概ね赤字を出さずに済ますという見通しのつきましたことは、財政の健全化のために喜びとするところでございませう。尤も資本的支出に属するものにつきましては、その經費の性質上公債又は借入金によることとしたしたものもございませう。これは資本勘定としても當然の措置であるとして、こう考へておるからでございます。

次に第三は國民經濟との関連でございませう。財政の健全化のためには、財政收支が均衡を得るのみならず、更に財政の規模が國民經濟全体に適應することが必要でございませう。國民經濟力の綜合的指標たる國民所得を見ますに、昭和二十三年度は大凡一兆九千億程度と概算せられておるのであります。これに對しまして一般會計の歳出は千九百九十三億圓余は一割に當

り、前年度の一八％に比し多少増率になつております。本年度の國民所得は實質的に見て昨年度に比し相當増額するがごときことは期待できますが、我が國における經濟實力が未だ極めて貧困であることに留意する必要があります。併し經濟の安定、國の復興、その他我が國のなすべきところは極めて多いのでございませうから、我々は新しい日本建設のためには、この負担をも敢えて甘受しなければならぬと思つてございませう。國民各位におかれまして、この点について御理解と御辛抱を願わなければならぬと存じておるのであります。

第四に行政整理に關する点でございませう。國內經濟態勢を整備いたしまして、外資の導入を容易ならしめ、我が國の經濟を復興するためには、經濟部門と密接な關係を有しますところの行政部門を先ず能率化する必要があることは申すまでもございませう。この目的を達するため、政府は行政事務の整理再編成と機構の簡素合理化を行ふことといたし、只今府々具體案を検討作成中でございますので、この際先ず予算の上において取敢えず一般會計の人事費の一割五分に相當する額を節約することといたしまして、行政整理の実施を先ず財政の面から促進することといたした次第であります。

以上のような點は、先ず御成され

た予算の概算は、大体歳入歳出共に三千九百九十三億円でございまして、歳入は租税及び印紙収入二千六百三十二億円余、専賣金九百四十三億円余、その他の官業及び官有財産収入七十二億円余、雑収入三百三十六億円余、前年度剰余金八億四角余でございます。歳出は終戦処理費及び賠償施設処理費千六億円、價格調整費五百十五億円、鉄道通信行政監督費九十九億円余、鉄道業務収支差額繰入九十億円、通信業務収支差額繰入四十億円、船舶運賃補助四十億円、地方分税分與金四百四十九億円余、公共事業費四百二十五億円、政府出資百八十九億円余、その他千二百十八億円余でございます。

この内容については近く予算案として正式のものを出し、御説明に御説明申上げることといたしたいのでございますが、概要につきましては簡単に申述べますれば、歳出のうち人件費につきましては三千七百円ベース、物件費につきましては公定價格は概ね七割程度の騰貴を前提として積算いたしております。次に終戦処理費及び賠償施設処理費につきましては、最近の事情に今後の騰貴率を勘案して計上したのでございまして、事業量としては前年度に比しまして若干減少するものと考へております。價格調整費につきましては、今回の價格補正以前に係る分七十五億円、今後における石炭、鉄、肥料、その他重要物の

販賣價格の急騰を抑制いたしますために必要な調整費四百四十億円を計上したのであります。鉄道、通信特別会計の業務勘定に対する赤字の補填及び船舶運賃への補助は、いずれもさきに申述べました價格補正の方針に則りまして、現行料率に比しまして、鉄道運賃は通行税を含めて三・五倍、通信料金は四倍、海上運賃は三倍の額にこれを抑制いたしまして、現状におきまして実行可能な合理化を断行して、尙不足する分を一般会計から繰入れることとしたのでございます。鉄道通信の行政監督費繰入は、兩特別会計に属していた行政又は監督の性質を有する経費をこの際一般会計の負担に移しまして、これら企業特別会計の独立採算制を徹底せしめることとした次第でございます。地方分税分與金は地方財政の状況に顧みまして、赤字借入を避けしめるため必要な金額を地方公共団体に分與することとしたのであります。公共事業費につきましては、昨年に於ける災害その他の事情を勘案いたしまして、前年度に比し、若干事業量の増加を見込み、これに價格補正による單價の増加を加えて計上いたしました。政府出資につきましては、復興金融庫に對し、本年度において民間保有に属する復興金融債の償還に必要な金額百八十億円と、その他に對するものを目標として、政府出資と合せまして、合計百八十九億円を

計上いたしました次第であります。以上の歳出を概観いたしまするに、終戦処理費、実質上の價格調整費及び地方分税分與金のみですでに歳出總額の五三%を占め、爾余の経費を以て戦災復興、教育文化、保健衛生、産業経済等々施策の万端を実行せねばならんことは、物價騰貴の点を考え合せまして、財政の困難を如実に示しておるものであり、この大きな國民的苦悩について十分の御理解を願いたいと存する次第であります。

次に歳入につきまして御説明申上げます。以上に述べた巨額の経費を如何にして賄ふかにつきましては、健全財政の原則から、財源のすべてを普通歳入によることといたしました。その大要たる租税と専賣收入につきまして、それぞれ所要の措置を講ずるに共に、その他の收入につきましても、物價等の状況に顧みまして、できる限りの努力を盡すことといたしました。専賣收入につきましては、すでに法律案を提出いたしました。租税については、数日中に法律案を以て御審議を願わすつもりでございますが、その大要は次の通りでございます。

ことといたしました。即ち租税の中核たる所得税について、所得の変動、課税の実情等に照しまして、財政事情の許す限り負担を軽減するために、基礎控除、扶養控除及び勤労控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げることにいたしましたこととでございます。價格の補正が勤労所得者に加える重圧に對しまして、税の減額によつてこれを緩和しようとする努力いたしました次第であります。又法人税につきましては、産業の振興、外資の導入等に資する見地から、超過所得の税率を引下げ、外國法人を本邦法人にみなし取扱う等の法人負担の軽減を図りました。これは勤労者の負担の軽減と相俟ちまして、生産活動促進に役立たせるような方途を取つた次第であります。

次に物價の変動に即應いたしました。間接税中從價課税の酒税等につきまして、相當の増徴を行うことといたしております。更に經濟情勢の変動に即應いたしまして、所得税及び法人税の減收の一部を補填して、租税收入を確保し、財政の基礎を堅固ならしめましたために、今回新たに取引高税を創設いたしました。各取引段階に對し、百分の一程度の課税を行うことといたしました。

〔議長退席、副議長登壇〕

次に専賣金は九百四十三億円余であります。煙草專賣においては、國民生活との調和を図りつつ、財政需要の増大に即應するよう、新に自由販賣品を發賣するとともに、生産數量を増加することといたしました。又從來の定價を、最近の物價情勢に應じて引上げた次第でございます。

以上、租税及び専賣金の外、價格補正に伴う價格差益納付金百八十八億円余と官有財産收入、財産税等收入金特別会計の受入金等、その他の普通歳入合計二百二十一億円余を計上いたし

ておるのであります。

以上、昭和二十三年度財政の概要について御説明申し上げましたが、この機会に最近における財政経済情勢につきまして、政府の所信を申述べたいと存じます。

先ず中央財政でございますが、悪性インフレーションの根源が、財政收支の不均衡に端を発することは周知の通りでありまして、健全財政はインフレーション克服のための第一の要諦でございます。この意味におきまして、昭和二十二年年度予算も、收支の均衡を維持して編成され、昨年度における予算補正に際しましては、財政需の著しい増減を、すべて租税と専横基金とを中心とする普通歳入で賄つて参りましたのでございます。然るに支出額と収入額との間に生ずる時間的なズレのため、昨年末におきましては、支出は千八百十五億四角で、予算額の五五%に当るものでありますが、これに反して、収入は五百七億四角で、予算額の二三・八%に止まり、収入は支出の約半分を満たすに過ぎない状況であります。このために財政收支の破綻が深刻に憂慮されたのでござい

ます。その後半にして国会を中心とする納税国民運動と、税務職員のみたわきな努力とは、国民の深い理解と期待つて、一月以降顯著な成績を挙げ、四月末日までに、予算額千三百五十億四角を若干上回る程度の税収を確保し得たのであります。昭和二十二年度は、かくのごとくいたしまして、幸くも收支の均衡を保持することができました。融資規制と相俟つて、通貨の増勢は著しく抑制せられました。インフレーションの進行を阻止するのに、多大の寄與するところが少なくなつたのでござい

ます。即ち昨年末、二千九百九十億円を超えした日本銀行券発行高は、その後今日に至るまで二千二百億円を下りたしまして、物資の騰勢も純化を示しております。併しながら年度の途中における収入と支出との時間的ズレは、通貨増勢の原因と相成りますので、本年度は予算の実行上、その時間的ズレを回避するに努め、通貨増勢の結果するようないふよう、万全を期する決意でございます。

次に地方財政でございますが、健全財政の必要は、地方財政においても中央の財政と何ら異なるところはないのでござい

ます。而も地方財政の窮乏は、國の財政における以上のものがあるの

でござい

ます。これは六・三制の経費、或いは災害土木費、又自治警察の費用等々のため、歳出がいよゝ増大いたしました。本年度は大凡二千億

円になん／＼とするに拘りませず、その財源は大部分を地方分税分與金、國の歳出に依存してありまして、独立財源が貧弱なことに由るのでござい

ます。政府はかねてから國の財政と地方財政との吻合調整の方途につきま

して、鋭意研究を重ねて参りました。國費と地方費との負担区分を明確適正にすると共に、実情に即した地方税制の確立を図るため、事業税の創設、或いは入場税の地方移譲等を考慮いたしまして、別途、地方財政法及び地方税法の一部を改正する法律案を近く提出いたすつもりであります。



なつております。尙從來、企業はその必要とする事業資金の大部分を金融機関からの融資に求めて来たのでございしますが、通貨の膨張を避けて、健全な民衆的経済を確立したためには、今後所望資金は極力これを増資、拂込等の安定した自己資本に求めるよう、漸次切替えて行く必要を感じておるのであります。このためには、申すまでもなく、國民の証券投資に対する関心を高め、廣く國民の間に有價証券の分布を廣くすることが必要でございすし、従つて先に施行されました証券取引法の適切な運用等には今後一段と努力を続けたい、証券の民主化のために一層の努力を傾けて、証券の民主化、即ち安定した自己資本によつて企業が賄われる方途へ我々の努力を傾けたいと存じておる次第でございす。

以上財政資金と産業資金とに亘り、資金の需要面について申述べたのでございすが、かくいたしまして放出されました通貨が直ちに還流いたしました、これらの資金需要を満すことができれば、通貨の増発は起らない筈でございすから、今のところ必ずしもそれが還流の速度が早くないのであります。従つて資金需要に對する貯蓄が不足な点にも亦通貨増発の一因が存するわけでございます。貯蓄増強につきましては、すでに一昨年来の救國貯蓄運動が末端まで滲透いたしましたので、すでに相當顯著な成績を挙げてお

ります。徴税成績の急上昇にも拘わらず、今年一月は百七十九億四、二月は九十五億四、三月は二百一億四と順調に進展して参つたのであります。四月には約四十億四と著しい減少を見ました点に鑑みまして、インフレーション抑制のために一層國民蓄積の増強を要請されますので、本年は貯蓄目標額を三千億四とし、これが達成のため更に一段と努力をいたしたいと存じております。貯蓄増強の方策として先ず第一に通貨への信頼感を増すことが必要でございす。然るに今尙期間或いは新出の再封鎖をするのではないかと云うような風説がございすが、政府は断じてかようなことはいたしません。通貨の信用を害するがごときことは絶対いたしませんつもりであります。尙進んで貯蓄組合の結成を促進いたしまして、貯蓄習慣を喚起し、郵便貯金を初め貯蓄成績による資金の地方還元を圖り、更に郵便局に吸収いたします資金をして、できるだけ地方に還元いたしまして、地方の産業並びに財政のために使つておるのであります。今後一層その地方への還元を図る等、諸般の施策を実施いたす所存でございすから、各位の一層の御協力を切望する次第でございす。

等々の金融機関は、一昨年来再建整備に努力いたして参りまして、三月末日を以て最終整理を完了いたしました。即ち新旧勘定を合併いたしました。いわゆる戦時補償の打切等に伴ひまして生じた不良資産の清算をやつたのでございすが、更に近くそれへ大増資をいたしまして、企業組織の強化に努め、諸外國に劣らぬ資本構成を有する金融機関として再出発することに相成つておるのでございす。

外資導入と日本経済の見通し等について、一言更に申述べることをお許しを願ひたいのであります。財政金融當面の情勢は、以上申し上げました通りでございすが、終戦後第四年度の今年に入つてからの諸般の情勢は、全般的に見まして本質に好轉しつつあるものと申すことができると思ふのであります。即ち納税成績の目ざましい向上を主軸として、通貨は殆んど安定的状態にあり、又物資面におきましても、供米は昨年比で進んで速かに早く完遂されております。各方面において國民各位のひたむきな無償復興への努力は、今や漸く歩一歩とその実を結び始めたのでございす。

併しながらこのよりの國民の努力にも拘わらず、脚下の現実を顧みましますとき、戦争の惨禍は余りにも大きく、鉱工業生産は未だ昭和五年乃至九年の四三割に止まり、食糧その他の生活必需品の生産は七千八百万の國民の最低必要量を到底満し得ないのでございす。この根本的な欠陥が解決されない限り、経済の終局的な安定は期し得られません。そうしてこの解決は、すでに脆弱となつた國內經濟の基盤だけでは到底望み得べくもないのであります。ここに國際經濟との関連において、即ち外資の援助と貿易の振興によつて初めて可能となつて参るのでございす。事実今日までの我が國經濟は、いわゆる緊急援助等、米國政府の予算支出による外資の援助によつて崩壊を免れて来たのでございすが、併しながら今後進んで經濟の復興を圖るためには、政府による援助のみならず、いわゆる民間外資の導入をも圖る必要があることは言うまでもありません。然るに我が國經濟の現状は、インフレーション下にありまして、労働不安は去らず、企業の本體は未だ整備されておらん等、民間投資にとつて採算の見通しが困難でございすし、その安全性と利潤性を確保するには、尙甚だ未だしであります。又經濟が不安定なため、爲替レートも未だ決定せられませず、國內價格は國際價格水準と遊離いたしました内閣のままに放任されておる状態でございます。而も相當非能率な經營が行われておる國內經濟の状態が、貿易の振興に對して重大な妨げとなつておるのでございす。併し幸いにして緊急援助等、相當巨額に上る米國政府の外資援助が傳えら

れ、ドレーパー使節團の報告書を通じて、賠償の緩和、外資援助その他の日本の經濟的自立に對する深い関心が明らかとなり、又食糧事情が世界的に好轉しつつあること等を考え合せますとき、我々の前途に大きな光明が射し始めて来たことを認めることができると思ふのであります。政府といたしましては、この機会を捉えて、國內的にもこれに即應いたしまして、再建のための施策を総合的に実施し、先ずインフレーションの進行速度をできる限り緩慢化して、外資の援助を支柱とする一應の中間的安定を実現しまして、これを本格的安定への踏合といたしまして、非能率な我が國經濟を漸次國際水準に近づけ、以て爲替レートの決定、民間外資の本格的導入、貿易の振興を実現いたしたいと考えておる次第でございす。

ドレーパー使節團の報告書にも明らかな通り、この場合、綜合對策の中最も重要なことは、健全財政の確立でございす。それは單に形式的な收支均衡に止まらず、收支の時期的調整を圖り、又中央、地方を通じて一貫した健全財政でなければなりません。更に金融面における健全金融と相表裏いたしまして、財政の赤字を金融面に轉嫁することと云ふことのない、実質的な收支の均衡を以てしなくては相成りません。これと同時に、衣食その他生活必需品の供給確保を裏付けとする実質貨銀



の安定によりまして、家計の赤字を克服し、又企業については、金融、資材の両面から、経営の合理化、能率化を図ることによりまして、その赤字を解消せしめよう、不測の努力が続けられなければならないと存じております。

先に述べましたように、終戦以来の国民の偉い努力は、今や漸く効果を現わし始め、而も國際情勢の好轉が期待されるこの時こそ、我が國經濟再建に又とない好機であると存じます。今こそ我々は經濟安定の目標に向つて昂然と頭を擡げつつ、國內の協力態勢を整えて起ち上らなければならぬと思つております。「われ山に向いて目を上ぐ、わが扶けはいづこより来るや」と昔イスラエルの詩人が叫びましたが、離に頼るよりも、先ず私共は目を上げて、世界的視野に立ちつつ、みずから助けねばなりません。我が國民經濟の再建は、我が國民自身の努力によつて初めて實現されるのでありまして、外國の援助のみに依存して、みずから最善を講ぜないような安易なる態度では、國民經濟の再建のため絶対に必要な外資の導入すら期待し得なくなり、遂には國民經濟を再び不安のどん底に陥らしめ、民族自立の希望は遂に達成することができずに終るであります。連合國、殊に米國の好意に應える意味におきましても、我々國民はこの

機会に昂然と起ち上り、一致協力して苦しきに堪えつつ、經濟再建の一途に努力を傾注いたさねばならないと思つております。かくて國民各位の再建への意欲と、不拔の勇氣と、機まざる努力とによりまして、不安と恐怖は一掃され、明確に前途を望みつつ、一歩、經濟の安定がもたらされることとあまり遠くないことを私は信じて疑わない次第であります。

以上概要を申述べまして、予算案に關しては御審議を進められんことを切に願ひ次第でございます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時十三分散會

出席者は左の通り。

- |     |               |
|-----|---------------|
| 議長  | 松平 恒雄君        |
| 副議長 | 松本治一郎君        |
| 議員  | 中西 功君 中野 重治君  |
|     | 細川 嘉六君 西田 天香君 |
|     | 小川 友三君 兼岩 傳一君 |
|     | 千田 正君 阿竹齊次郎君  |
|     | 羽仁 五郎君 岩間 正男君 |
|     | 星野 芳樹君 佐々木良作君 |
|     | 竹下 豐次君 赤木 正雄君 |
|     | 尾崎 行雄君 木下 辰雄君 |
|     | 佐伯卯四郎君 堀越 儀郎君 |

- |        |        |
|--------|--------|
| 宮城タマヨ君 | 高瀬莊太郎君 |
| 江熊 哲翁君 | 宿谷 榮一君 |
| 石川 準吉君 | 高田 寛君  |
| 久松 定武君 | 島津 忠彦君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君  |
| 和田 博雄君 | 河野 正夫君 |
| 新谷寅三郎君 | 赤澤 興仁君 |
| 藤井 丙午君 | 西郷吉之助君 |
| 伊達源一郎君 | 來馬 琢道君 |
| 姫井 伊介君 | 町村 敬貴君 |
| 寺尾 博君  | 飯田精太郎君 |
| 結城 安次君 | 小杉 イチ君 |
| 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 |
| 米倉 龍也君 | 梅原 眞隆君 |
| 田村 文吉君 | 小林米三郎君 |
| 野田 俊作君 | 岡部 常君  |
| 岩男 仁藏君 | 岡村文四郎君 |
| 早川 慎一君 | 北條 秀一君 |
| 徳川 宗敬君 | 鎌山 逸郎君 |
| 山本 勇造君 | 三島 通陽君 |
| 田中耕太郎君 | 鈴木 直人君 |
| 岡本 愛祐君 | 駒井 康平君 |
| 高橋龍太郎君 | 佐藤 尚武君 |
| 村上 義一君 | 楠見 義男君 |
| 下條 康廣君 | 山下 義信君 |
| 河井 彌八君 | 中村 正雄君 |
| 千葉 信君  | 内村 清次君 |
| 中平常太郎君 | 木村鶴八郎君 |
| 下條 恭兵君 | 山田 節男君 |
| 梅津 錦一君 | 堀 眞琴君  |
| 松下松治郎君 | 丹羽 五郎君 |
| 赤松 當子君 | 河崎 ナツ君 |

- |        |        |
|--------|--------|
| 金子 洋文君 | 藤井 新一君 |
| 三木 治朗君 | 田中 利勝君 |
| 木下 源吾君 | 門田 定藏君 |
| 宇都宮 登君 | 井上なつゑ君 |
| 原 虎一君  | 羽生 三七君 |
| 島田 千壽君 | 若木 勝藏君 |
| 太田 敏兄君 | 安部 定君  |
| 岡元 義人君 | 三好 始君  |
| 伊藤 修君  | 吉川末次郎君 |
| 天田 勝正君 | 田中 信義君 |
| 油井賢太郎君 | 平野善治郎君 |
| 入交 太藏君 | 安達 良助君 |
| 高橋 啓君  | 小林 勝馬君 |
| 田口政五郎君 | 紅澤 みつ君 |
| 深川タマエ君 | 木内キヤウ君 |
| 高良 とみ君 | 竹中 七郎君 |
| 藤森 眞治君 | 星 一君   |
| 水橋 肇作君 | 淺井 一郎君 |
| 伊東 隆治君 | 村尾 重雄君 |
| 鈴木 清一君 | 岩本 哲夫君 |
| 佐々木龍藏君 | 稻垣平太郎君 |
| 岡田 宗司君 | 森下 政一君 |
| 小泉 秀吉君 | 塚本 重藏君 |
| 林景龍次郎君 | 中井 光次君 |
| 木内 四郎君 | 櫻内 辰郎君 |
| 北村 一男君 | 西川 昌夫君 |
| 川村 松助君 | 淺岡 信夫君 |
| 堀 未治君  | 荒井 八郎君 |
| 西川甚五郎君 | 中山 壽彦君 |
| 黒田 英雄君 | 寺尾 豊君  |
| 草葉 隆圓君 | 石坂 豊一君 |
| 柴田 政次君 | 達山 丙市君 |

- |           |        |
|-----------|--------|
| 小林 英三君    | 板谷 順助君 |
| 今泉 政喜君    | 松野 喜内君 |
| 黒川 武雄君    | 玉屋 喜章君 |
| 松嶋 喜作君    | 徳川 頼貞君 |
| 一松 政二君    | 平岡 市三君 |
| 尾形六郎兵衛君   | 荒野 清雄君 |
| 小野 光洋君    | 國 伊能君  |
| 重宗 雄三君    | 西山 龜七君 |
| 木村三四郎君    | 大隈 信幸君 |
| 池田七郎兵衛君   | 左藤 義隆君 |
| 水久保基作君    | 平沼彌太郎君 |
| 國務大臣      |        |
| 内閣總理大臣    | 芦田 均君  |
| 兼外務大臣     |        |
| 大藏大臣      | 北村徳太郎君 |
| 逓信大臣      | 岡田 勢一君 |
| 通商大臣      | 富吉 榮三君 |
| 國務大臣      | 栗栖 勉夫君 |
| 國務大臣      | 吉米地謙三君 |
| 國務大臣      | 西尾 末廣君 |
| 國務大臣      | 一松 定吉君 |
| 政府委員      |        |
| 内閣官房次長    | 有田 喜一君 |
| 大藏事務官     | 森永貞一郎君 |
| (官房長)     |        |
| 大藏事務官     | 河野 一之君 |
| (主計局長)    |        |
| 大藏事務官     | 平田敬一郎君 |
| (主税局長)    |        |
| 商工事務次官    | 駒井 藤平君 |
| 商工事務官(生)  | 細井富太郎君 |
| 活物事務局(長)  |        |
| 運輸事務局(鐵道) | 野谷 虎芳君 |
| 運輸事務局(局長) |        |

通信政務次官 下條 恭兵君

六月二日議長において、左の通り議席  
を変更した。

八 平野 成子君

定價 一部二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話九段五三一  
郵便局  
特殊東京一〇〇〇〇